

# R2 宮繕 城西高等学校神山校 神・神領 格技場内部改修工事

図番	名称	図番	名称
A-01	特記-1	A-20	立面図建具伏図（参考図）
A-02	特記-2	A-21	建具表
A-03	特記-3	A-22	タイバー補強図
A-04	特記-4	E-01	電気工事特記仕様書・照明器具姿図
A-05	全体配置図・付近見取図	E-02	電灯設備 1・2階 平面図
A-06	内部仕上表	E-03	電灯設備 2階 改修前・改修後平面図
A-07	現況 1・2階 平面図 会所・LPG置場詳細図	P-01	管工事仕様書
A-08	矩計図	P-02	管工事 改修後/前 1階平面図・機器表・展開図
A-09	既存鉄骨小屋伏図		
A-10	吹抜・2階 天井伏図・物干金物 詳細図		
A-11	1階 天井伏図		
A-12	玄関ホール・玄関・管理室 展開図		
A-13	シャワールームA・B 更衣室A・B 展開図		
A-14	物干展開図 A・B・C・D面 展開図		
A-15	剣道場 C・D面 展開図		
A-16	剣道場 A・B面 展開図		
A-17	柔道場 A・B面 展開図		
A-18	柔道場 C・D面 展開図		
A-19	現況 1・2階 建具配置図		

課長	副課長	課長補佐	課長補佐	係長	課員	担当



章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																																																																																																																																																	
5.	施工調査	<p>◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は 週間とする。切り直し時期については、 項とする。</p> <p>◎解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。</p> <p>◎解体前に、照明器具及びトランス内進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば監督員の指示に従うこと。</p>	7.	化学物質を発生する建築材料等	<p>◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。</p> <p>(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネ、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(4) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p>	10.	工事検査及び技術検査	<p>◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受け次の工程に進むこと</p> <p>◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1"> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </table> <p>(注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工完了後、中間検査を実施する。</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回																																																																																																																																																		
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																																																																																																																																																																							
3千万円未満	—	1回																																																																																																																																																																							
3千万円以上5千万円未満	—	2回																																																																																																																																																																							
5千万円以上1億円未満	1回	2回																																																																																																																																																																							
1億円以上	2回	3回																																																																																																																																																																							
6.	材料・製品等	<p>◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。</p> <p>(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。</p> <p>(2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。</p> <p>(3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。</p> <p>なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。</p> <p>◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には、発注前に、「生コンクリート使用承諾願」、「材料使用承諾願」、「木材使用承諾願」を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「木材使用実績報告書」(電子データ)、「建設資材使用実績報告書」(電子データ)を監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎県産木材の使用</p> <p>(1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。</p> <p>(2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。</p> <p>① 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材</p> <p>② ①以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材</p> <p>(3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木質製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎改標仕に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定制法による。</p> <p>◎県内産資材の使用</p> <p>(1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>県内産資材(次のいずれかに該当するもの)</p> <p>① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品</p> <p>② 徳島県内の工場で加工、製造された製品</p> <p>注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。</p> <p>注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。</p> <p>注3 公共建築工事標準仕様書そのた関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> </div> <p>◎県内産再生砕石の原則使用</p> <p>受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない。</p>	8.	施工	<p>◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時又は営繕課へ問い合わせ、工事に道漏のないようにすること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>◎他工事と取り合い区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>建築工事</th> <th>電気工事</th> <th>管工事</th> <th>空調工事</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>梁、壁、床スリープ入れ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上穴埋補修</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>スリープ開口補強(鉄筋)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上(リンブレ等)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>床、天井点検口</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器天井開口墨出</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上切込み及び開口補強</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛生器具取付のブロック壁</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空洞部分のモルタル埋め</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>縦樋(丸まで)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁、便器等の箱入れ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上補強</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給排水ガラリ取り付け</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空調機器類の基礎工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。</p> <p>技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。</p> <p>技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。</p> <p>なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。</p> <p>○印 …… 適用作業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技能検定作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設</td> <td>とび</td> <td>○ とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋</td> <td>鉄筋施工</td> <td>・ 鉄筋組立て作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>コンクリート圧送施工</td> <td>・ コンクリート圧送工事作業</td> </tr> <tr> <td>型枠</td> <td>型枠施工</td> <td>・ 型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td>鉄骨</td> <td>鉄工</td> <td>・ 構造物鉄工作業</td> </tr> <tr> <td>防水</td> <td>防水施工</td> <td>・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アクリル樹脂系シート工法防水工事作業 ・ 改質アクリル樹脂系常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>タイル</td> <td>タイル張り</td> <td>・ タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>木</td> <td>建築大工</td> <td>・ 大工工事作業</td> </tr> <tr> <td>屋根及びとい</td> <td>建築板金</td> <td>・ 内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>建築板金</td> <td>・ 内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>左官</td> <td>左官</td> <td>・ 左官作業</td> </tr> <tr> <td>建具</td> <td>建具製作</td> <td>・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>サッシ施工</td> <td>・ ビル用サッシ施工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガラス施工</td> <td>・ ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td>塗装</td> <td>○ 建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td>内装</td> <td>内装仕上げ施工</td> <td>・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製地下工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>表装</td> <td>・ 表具作業 ・ 壁装作業</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>・ 建築配管作業</td> </tr> <tr> <td>植栽</td> <td>造園</td> <td>・ 造園工事作業</td> </tr> <tr> <td>機械設備</td> <td>冷凍空調調和機器施工</td> <td>・ 冷凍空調調和機器施工作業</td> </tr> </tbody> </table>	項目	建築工事	電気工事	管工事	空調工事	その他	梁、壁、床スリープ入れ						同上穴埋補修						スリープ開口補強(鉄筋)						同上(リンブレ等)						床、天井点検口						設備機器天井開口墨出						同上切込み及び開口補強						衛生器具取付のブロック壁						空洞部分のモルタル埋め						縦樋(丸まで)						壁、便器等の箱入れ						同上補強						給排水ガラリ取り付け						空調機器類の基礎工事						工事種目	技能検定職種	技能検定作業	仮設	とび	○ とび作業	鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業	コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業	型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業	鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業	防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アクリル樹脂系シート工法防水工事作業 ・ 改質アクリル樹脂系常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業	タイル	タイル張り	・ タイル張り作業	木	建築大工	・ 大工工事作業	屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業	金属	建築板金	・ 内外装板金作業	左官	左官	・ 左官作業	建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業		サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業		ガラス施工	・ ガラス工事作業	塗装	塗装	○ 建築塗装作業	内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製地下工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業		表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業	配管	配管	・ 建築配管作業	植栽	造園	・ 造園工事作業	機械設備	冷凍空調調和機器施工	・ 冷凍空調調和機器施工作業	11.	完成図書	<p>◎電子納品：対象</p> <p>◎提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>竣工図(製本3部、電子データ2部)(・A4・A3・A2・原図版)</li> <li>工事写真(写真帳1部(着手前及び竣工)、電子データ2部)</li> <li>使用材料一覧表(4部(うち3部は竣工図表紙裏面に貼付)、電子データ2部)</li> <li>保全に関する資料</li> </ul> <p>◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式を0D-Rに保存する。</p> <p>◎工事写真の電子データはしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。しゅん工写真については、工事目的物の状態が、また、資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>サイズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着工前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>竣工</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、専門家に(・よる ○ よらない)ものとする。</p> <p>◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。</p>	区分	サイズ	着工前	カラー、手札版又はサービスサイズ	工事中	カラー、手札版又はサービスサイズ	竣工	カラー、手札版又はサービスサイズ
項目	建築工事	電気工事	管工事	空調工事	その他																																																																																																																																																																				
梁、壁、床スリープ入れ																																																																																																																																																																									
同上穴埋補修																																																																																																																																																																									
スリープ開口補強(鉄筋)																																																																																																																																																																									
同上(リンブレ等)																																																																																																																																																																									
床、天井点検口																																																																																																																																																																									
設備機器天井開口墨出																																																																																																																																																																									
同上切込み及び開口補強																																																																																																																																																																									
衛生器具取付のブロック壁																																																																																																																																																																									
空洞部分のモルタル埋め																																																																																																																																																																									
縦樋(丸まで)																																																																																																																																																																									
壁、便器等の箱入れ																																																																																																																																																																									
同上補強																																																																																																																																																																									
給排水ガラリ取り付け																																																																																																																																																																									
空調機器類の基礎工事																																																																																																																																																																									
工事種目	技能検定職種	技能検定作業																																																																																																																																																																							
仮設	とび	○ とび作業																																																																																																																																																																							
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業																																																																																																																																																																							
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業																																																																																																																																																																							
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業																																																																																																																																																																							
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業																																																																																																																																																																							
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アクリル樹脂系シート工法防水工事作業 ・ 改質アクリル樹脂系常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業																																																																																																																																																																							
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業																																																																																																																																																																							
木	建築大工	・ 大工工事作業																																																																																																																																																																							
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業																																																																																																																																																																							
金属	建築板金	・ 内外装板金作業																																																																																																																																																																							
左官	左官	・ 左官作業																																																																																																																																																																							
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業																																																																																																																																																																							
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業																																																																																																																																																																							
	ガラス施工	・ ガラス工事作業																																																																																																																																																																							
塗装	塗装	○ 建築塗装作業																																																																																																																																																																							
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製地下工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業																																																																																																																																																																							
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業																																																																																																																																																																							
配管	配管	・ 建築配管作業																																																																																																																																																																							
植栽	造園	・ 造園工事作業																																																																																																																																																																							
機械設備	冷凍空調調和機器施工	・ 冷凍空調調和機器施工作業																																																																																																																																																																							
区分	サイズ																																																																																																																																																																								
着工前	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																																																																																																								
工事中	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																																																																																																								
竣工	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																																																																																																								
徳島県県土整備部営繕課			<p>● 工事名 R2営繕 城西高等学校神山校 神・神領 格技場内部改修工事</p> <p>● 図面名 特記-2</p>			<p>● 図面番号 A-02</p> <p>● 縮尺 NON</p>			<p>株式会社 NSO 徳島県知事登録 第21002号</p> <p>徳島市丈六町山端18-5</p> <p>関富 進 一級建築士 建設大臣登録 第86221号</p> <p>TEL. 088-636-2712</p>			管理建築士																																																																																																																																																													



章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																			
5.	木工事	◎工事現場搬入時の含水率は(・A・B)種とする。 ◎木材の品質 ・保存処理木材は、日本農林規格に規定する保存処理の性能区分のうち、K2からK4までの保存処理(JIS K 1570)(木材保存剤)に規定する木材保存剤(ただし、クレオソート油は有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和48年法律第112号)に適合したものとする。)、これと同等の薬剤を用いたK2からK4までの薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。)が施されているもの又は認証木材建材(AQマーク表示)として認定された保存処理材を使用するものとする。 ・樹種及び等級																																									
6.	製材	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>施工箇所</th> <th>樹種</th> <th>寸法</th> <th>材料の等級</th> <th>形状</th> <th>表面の仕上げ</th> <th>含水率</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">下 地 材</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>造 作 材</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		施工箇所	樹種	寸法	材料の等級	形状	表面の仕上げ	含水率	備考	下 地 材																	造 作 材														
	施工箇所	樹種	寸法	材料の等級	形状	表面の仕上げ	含水率	備考																																			
下 地 材																																											
造 作 材																																											
7.	畳敷き	◎既存畳を撤去処分し、新設(既存と同等品) ◎畳表及び畳床はVOC含有量が少ないものとする。 ◎畳の厚み60mm ◎名称 柔道畳 カバー型																																									
8.	せっこうボードその他 ボード及び合板張り	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材種・規格品</th> <th>施工箇所</th> <th>工法</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>不燃材等 の区分</th> <th>小ねじ・釘 ・接着剤の 種類</th> <th>下地の 種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有孔ワゴン合板</td> <td>壁</td> <td>突付</td> <td>4</td> <td></td> <td>釘</td> <td>木</td> <td>一部張替(図示) 塗装下地</td> </tr> <tr> <td>耐水ワゴン合板</td> <td>壁</td> <td>突付</td> <td>4</td> <td></td> <td>釘</td> <td>木</td> <td>一部張替(図示) 塗装下地</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>◎ロックウール、グラスウール、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の断熱材を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>	材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ (mm)	不燃材等 の区分	小ねじ・釘 ・接着剤の 種類	下地の 種類	備考	有孔ワゴン合板	壁	突付	4		釘	木	一部張替(図示) 塗装下地	耐水ワゴン合板	壁	突付	4		釘	木	一部張替(図示) 塗装下地																	
材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ (mm)	不燃材等 の区分	小ねじ・釘 ・接着剤の 種類	下地の 種類	備考																																				
有孔ワゴン合板	壁	突付	4		釘	木	一部張替(図示) 塗装下地																																				
耐水ワゴン合板	壁	突付	4		釘	木	一部張替(図示) 塗装下地																																				
9.	断熱材	◎ロックウール、グラスウール、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の断熱材を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																																									
6 章 左 官 改 修 工 事	1. 一般事項 2. 仕上げ塗材仕上げ	◎下地調整に用いる吸水調整材の使用方法は、製造所の仕様による。 ◎仕上げ塗材は、JIS A 6909(建築用仕上げ塗材)による。なお、下塗材、増塗材、主材及び上塗材は、同一製造所の製品とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>呼び名</th> <th>上塗材</th> <th>仕上げ の形状</th> <th>耐候性</th> <th>工 法</th> <th>防火 認定</th> <th>下地 仕上</th> <th>下地 調整</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>複層塗材E</td> <td>吹付タイル水性トップコート</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>吹付</td> <td>機材同等</td> <td></td> <td>B種</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎建物内部に使用するユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防霉剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量は、(F☆☆☆☆・F☆☆☆)とする。 ◎所要量等の確認は、(標仕 表15.6.4, 単位面積当たりの使用量)による。</p>	種 類	呼び名	上塗材	仕上げ の形状	耐候性	工 法	防火 認定	下地 仕上	下地 調整	複層塗材E	吹付タイル水性トップコート				吹付	機材同等		B種																							
種 類	呼び名	上塗材	仕上げ の形状	耐候性	工 法	防火 認定	下地 仕上	下地 調整																																			
複層塗材E	吹付タイル水性トップコート				吹付	機材同等		B種																																			
7 章 建 具 改 修 工 事	1. 一般事項 2. 改修工法等	◎ 施工に先立ち、改修範囲を確認し、設計図書との相違等があれば、監督員と協議すること。 ◎ 建具表による。																																									

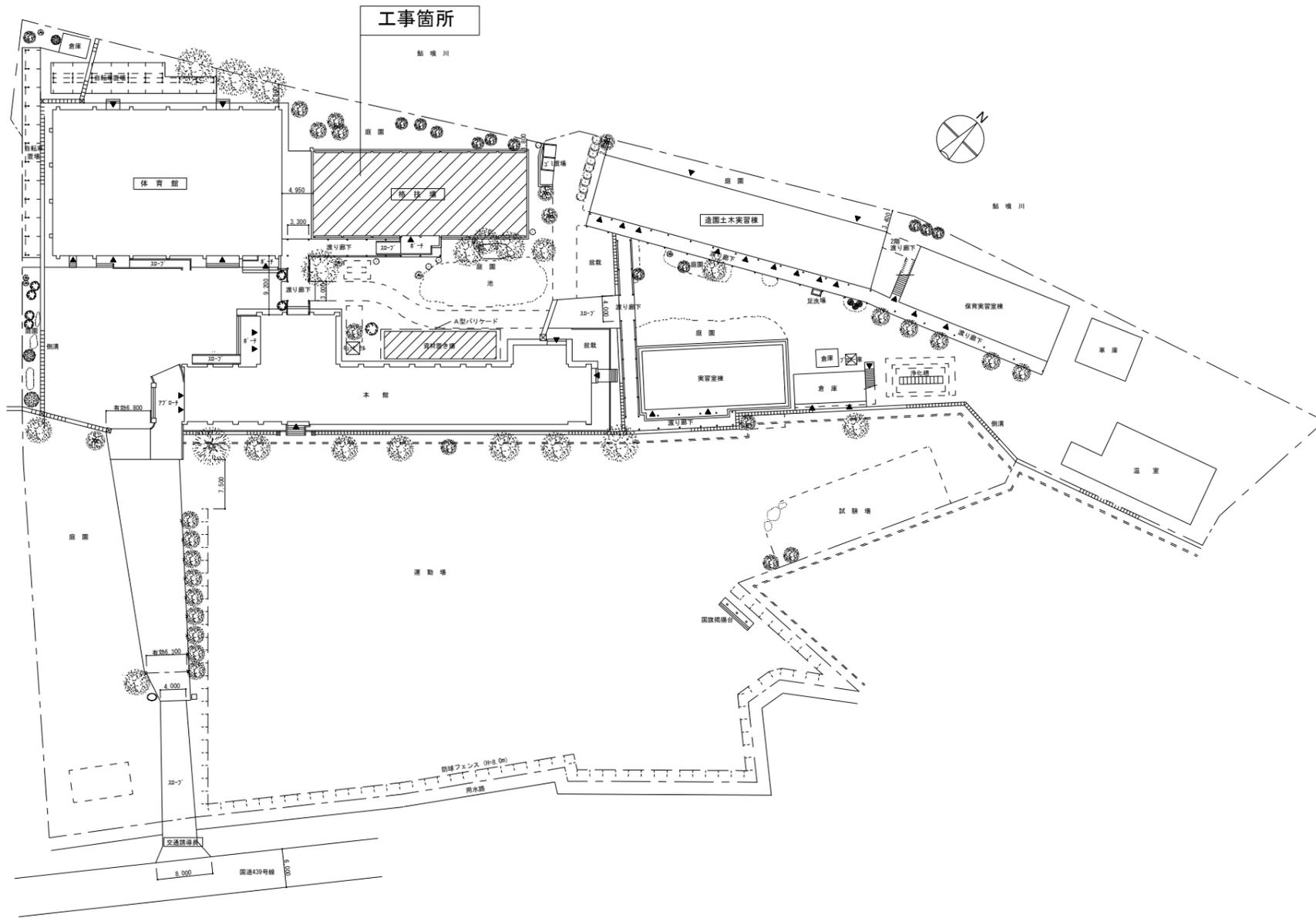
徳島県県土整備部営繕課

●工事名  
R2 営繕 城西高等学校神山校 神・神領 格技場内部改修工事  
●図面名  
特記-4

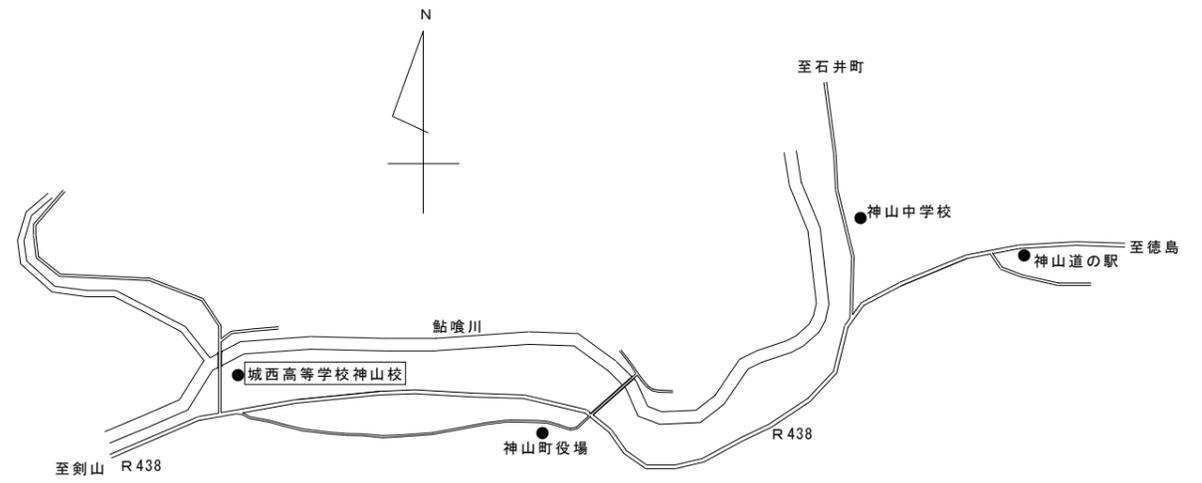
●図面番号  
A-04  
●縮尺  
NON

株式会社 NSO 徳島県知事登録 第21002号  
徳島市丈六町山端18-5  
関富 進 一級建築士 建設大臣登録  
TEL. 088-636-2712 第86221号

管理建築士



全体配置図 1:600



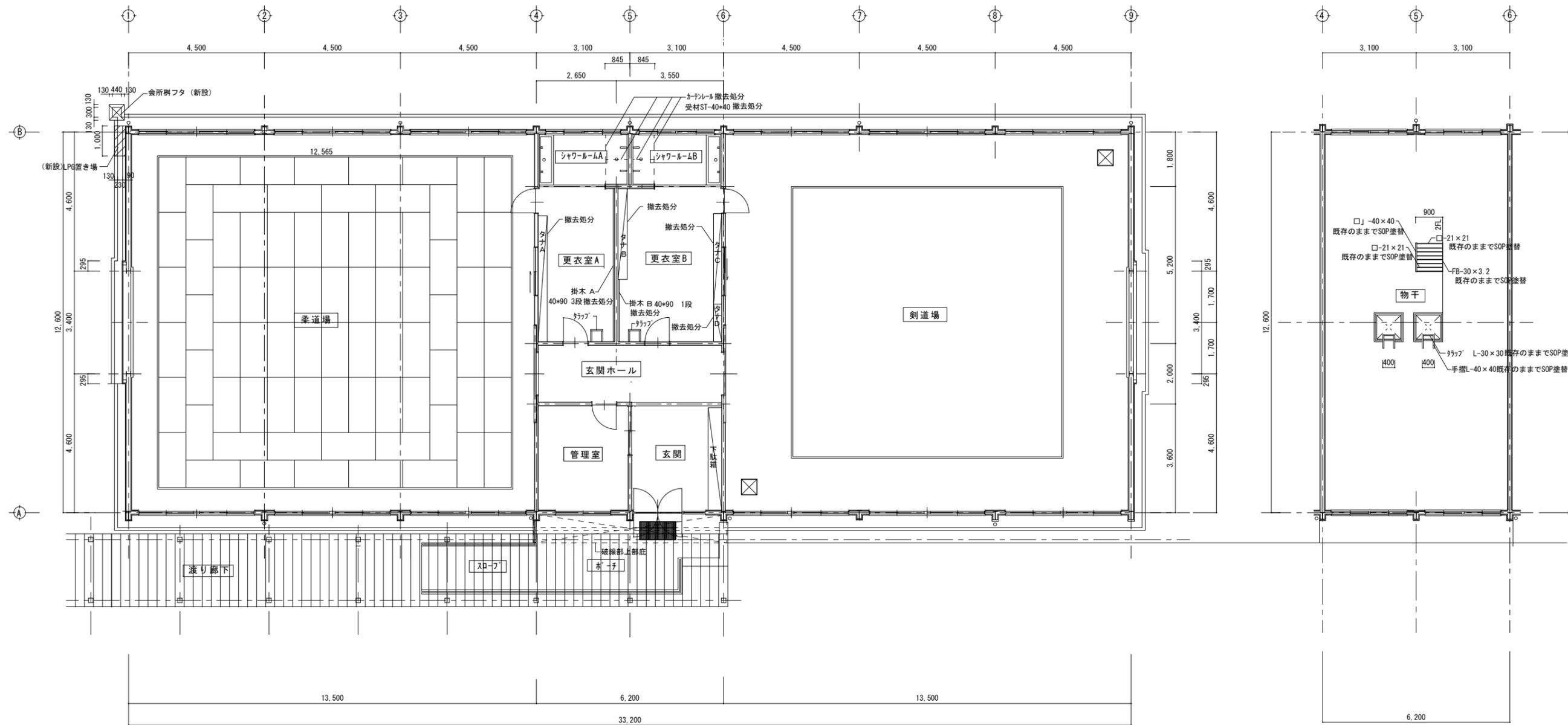
附近見取図 S=NON

徳島県土整備部営繕課		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 工事名 R2営繕 城西高等学校神山校 神・神領 格技場内部改修工事</li> <li>● 図面名 全体配置図・附近見取図</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 図面番号 A-05</li> <li>● 縮尺 S=1/600・NON</li> </ul>	株式会社 NSO 徳島県知事登録第61138号 徳島市丈六町山端18-5 関富 進 一級建築士 建設大臣登録 第86221号 TEL 088-636-2712	管理建築士
------------	--	--	---	---	-------

外部仕上表				外部仕上表			
箇所名	工事対象	区分		箇所名	工事対象	区分	
屋根	改修前		長尺カラー鉄板瓦葺葺 (真木無A号)	LPG置場	○	改修前	無し
	改修後		長尺カラー鉄板 (ガルバ鋼板t=0.5カバー工法葺新設、ｸﾞﾗｽｸﾞ-ﾙｰﾏ=50 10kg/m3新設) アスファルトルーフィング2.0kg敷 既存のまま		改修後		コンクリート打 平面図に図示
外壁	改修前		長尺カラー鉄板角波葺	会所蓋	○	改修前	無し
	改修後		長尺カラー鉄板角波葺 既存のままSOP塗替		改修後		鋼銅板葺 平面図に図示
軒樋	改修前		塩ビ箱樋前高W=180 OP塗				
	改修後		ガルバ鋼板t=0.5加工新設				
縦樋	改修前		塩ビ縦樋				
	改修後		既存のまま取り外し、再取付 落ち口は新設				
外部柱カバー	改修前		長尺カラー鉄板角波葺				
	改修後		長尺カラー鉄板角波葺 既存のままSOP塗替 ただし、サッシ回り・目地その他図示の示すところはP打ち換え				
玄関ポーチ	改修前		モルタル塗				
	改修後		既存のまま				
サッシ (窓、ドア)	○	改修前	スチールサッシ 既存のまま				
	改修後		スチールサッシSOP塗替 玄関両開きドアのFH交換、管理室外部窓アルミサッシ 既存のまま				
床下通気口	改修前		鋳物製 OP塗				
	改修後		既存のまま SOP塗				
外部巾木	改修前		モルタル刷毛引				
	改修後		既存のまま				
軒裏	改修前		ケイカル板t=5張 EP塗				下地
	改修後		ケイカル板t=5撤去処分下地LSG共 ケイカル板t=6張替下地LSG共 SOP塗				
軒先 幕板	改修前		ケイカル板t=5張 EP塗				
	改修後		ケイカル板t=5撤去処分下地LSG共 ケイカル板t=12張替下地LSG共 SOP塗				

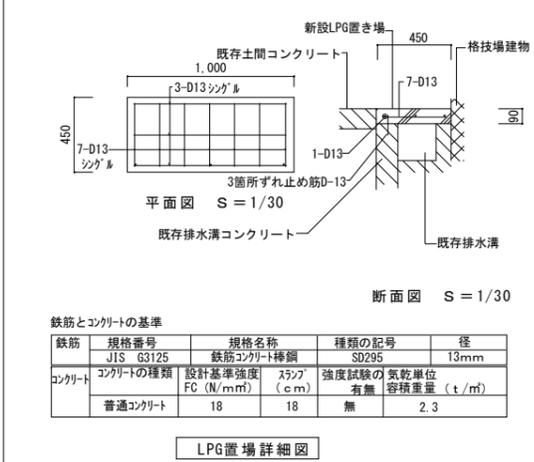
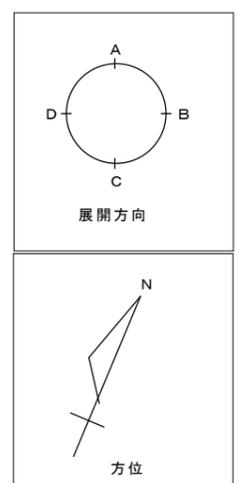
内部仕上表 ※改修後欄に記載がなき場合は、既存のままを示す

階	室名	工事対象	区分	床		FLH	巾木	H	腰壁		壁		天井		C/H	廻縁	備考
				仕上	下地				材種	厚	材種	厚	材種	厚			
1階	シャワールーム A	○	改修前	仕上	100角タタミ貼	500	人造石研出	100	108角タタミ貼	108角タタミ貼	108角タタミ貼	有孔ベニアt=4 SOP塗	木地組下地	3.100	木製杉30*35 SOP塗	カーテール、カーテン、受ST-40*40	
		改修後	仕上	100角タタミ貼	108角タタミ貼												
	シャワールーム B	○	改修前	仕上	100角タタミ貼	500	人造石研出	100	108角タタミ貼	108角タタミ貼	108角タタミ貼	有孔ベニアt=4 SOP塗	木地組下地	3.100	木製杉30*35 SOP塗	カーテール、カーテン、受ST-40*40	
		改修後	仕上	100角タタミ貼	108角タタミ貼												
	更衣室 A	○	改修前	仕上	檜縁甲板t=15張	600	77*OP塗	120	T-1ベニアt=4 SOP塗	T-1ベニアt=4	T-1ベニアt=4	有孔ベニアt=4 SOP塗	木地組下地	3.000	木製杉30*35 SOP塗	欄A-掛木A	
		改修後	仕上	檜縁甲板t=15張	T-1ベニア既存のまま SOP塗替												
	更衣室 B	○	改修前	仕上	檜縁甲板t=15張	600	77*OP塗	120	T-1ベニアt=4 SOP塗	T-1ベニアt=4	T-1ベニアt=4	有孔ベニアt=4 SOP塗	木地組下地	3.000	木製杉30*35 SOP塗	欄B-掛木B	
		改修後	仕上	檜縁甲板t=15張	T-1ベニア既存のまま SOP塗替												
	柔道場	○	改修前	仕上	タタミ敷	600	杉SOP塗	120	杉t=9張 本裏加工 SOP塗	杉t=9張 本裏加工 既存のまま SOP塗替	有孔77*合板T-1 t=4 SOP塗	木毛板現し t=18 EP塗	同上	木製杉30*35 SOP塗			
		改修後	仕上	タタミ敷	杉t=9張 本裏加工 既存のまま SOP塗替											有孔77*合板T-1 t=4 既存のまま SOP塗替 ※一部張替のうえ SOP塗	木毛板現し t=18 既存のまま EP塗替
	剣道場	○	改修前	仕上	タタミ敷	600	杉SOP塗	120	杉t=9張 本裏加工 SOP塗	杉t=9張 本裏加工 既存のまま SOP塗替	有孔77*合板T-1 t=4 SOP塗	木毛板現し t=18 EP塗	同上	木製杉30*35 SOP塗			
		改修後	仕上	タタミ敷	杉t=9張 本裏加工 既存のまま SOP塗替											有孔77*合板T-1 t=4 既存のまま SOP塗替 ※一部張替のうえ SOP塗	木毛板現し t=18 既存のまま EP塗替
	管理室	○	改修前	仕上	木製	600	杉SOP塗	120	耐水ワゴン合板T-1 t=9 SOP塗	耐水ワゴン合板T-1 t=9 SOP塗	耐水ワゴン合板T-1 t=9 SOP塗	不燃化粧石膏ボード t=9.5張	木製	3.000	木製杉30*35 SOP塗		
		改修後	仕上	木製	耐水ワゴン合板T-1 t=9 SOP塗												耐水ワゴン合板T-1 t=9 SOP塗
	玄関	○	改修前	仕上	コンクリート下地	400	人研	20~140	PBt=12.5張 (一部77*合板t=4張) ZC吹付	PBt=12.5張 (一部77*合板t=4張) ZC吹付	PBt=12.5張 (一部77*合板t=4張) ZC吹付	不燃化粧石膏ボード t=9.5張	木製	3.200	木製杉30*35 SOP塗		
		改修後	仕上	コンクリート下地	PBt=12.5張 (一部77*合板t=4張) 既存のまま 複層塗材E水性トッコート仕上吹替												PBt=12.5張 (一部77*合板t=4張) 既存のまま 複層塗材E水性トッコート仕上吹替
	玄関ホール	○	改修前	仕上	木製	600	杉SOP塗	120	耐水ワゴン合板T-1 t=4張 ZC吹付	耐水ワゴン合板T-1 t=4張 ZC吹付	耐水ワゴン合板T-1 t=4張 ZC吹付	不燃化粧石膏ボード t=9.5張	木製	3.000	木製杉30*35 SOP塗	下足入	
		改修後	仕上	木製	耐水ワゴン合板T-1 t=4張 既存のまま 複層塗材E水性トッコート仕上吹替												耐水ワゴン合板T-1 t=4張 既存のまま 複層塗材E水性トッコート仕上吹替
スロープ	○	改修前	仕上														
	改修後	仕上															
ポーチ	○	改修前	仕上	モルタル塗							EP塗						
	改修後	仕上	モルタル塗	ケイカル板t=5												EP塗替	
渡り廊下	○	改修前	仕上														
	改修後	仕上															
2階 物干場	○	改修前	仕上	77*合板t=4 OP塗	110	杉SOP塗	110	77*合板t=4 OP塗	77*合板t=4 OP塗	77*合板t=4 OP塗	木毛板現し t=18 EP塗	同上	木製杉30*35 SOP塗	77*及び手摺SOP塗			
	改修後	仕上	77*合板t=4 既存のまま SOP塗替	77*合板t=4 既存のまま SOP塗替											77*合板t=4 既存のまま SOP塗替	木毛板現し 既存のまま t=18 EP塗替	SOP塗り替え

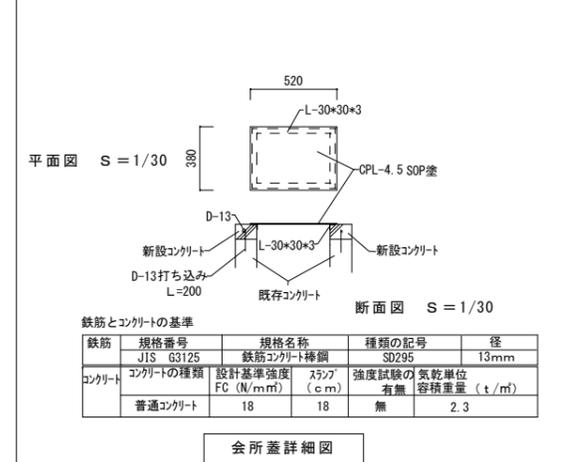


1階 平面図 S=1/100

2階 平面図 S=1/100



鉄筋とコンクリートの基準				
鉄筋	規格番号	規格名称	種類の記号	径
	JIS G3125	鉄筋コンクリート用鋼	SD295	13mm
コンクリート	コンクリートの種類	設計基準強度 FC (N/mm <sup>2</sup> )	スラブ 強度試験の気乾単位 有無	容積重量 (t/m <sup>3</sup> )
	普通コンクリート	18	無	2.3



鉄筋とコンクリートの基準				
鉄筋	規格番号	規格名称	種類の記号	径
	JIS G3125	鉄筋コンクリート用鋼	SD295	13mm
コンクリート	コンクリートの種類	設計基準強度 FC (N/mm <sup>2</sup> )	スラブ 強度試験の気乾単位 有無	容積重量 (t/m <sup>3</sup> )
	普通コンクリート	18	無	2.3

面積計算表				
階	室名	面積計算表 (単位 m <sup>2</sup> )	面積計算表 (単位 m <sup>2</sup> )	
1階	玄関	3.6 × 3.1 = 11.16		
	玄関ホール	2.0 × 6.2 = 12.4		
	管理室	3.6 × 3.1 = 11.16		
	更衣室A	5.2 × 2.65 = 13.78		
	更衣室B	5.2 × 3.55 = 18.46		
	シャワールームA	1.8 × 3.1 = 5.58		
	シャワールームB	1.8 × 3.1 = 5.58		
1階	剣道場	12.6 × 13.5 = 170.1		
	柔道場	12.6 × 13.5 = 170.1		
小計		418.32 m <sup>2</sup>		
2階	物干	12.6 × 6.2 = 78.12		
小計		78.12 m <sup>2</sup>		
合計	1階	418.32 m <sup>2</sup>	2階 78.12 m <sup>2</sup>	合計 496.44 m <sup>2</sup>

徳島県県土整備部営繕課

● 工事名  
R2営繕 城西高等学校神山校 神・神領 格技場内部改修工事

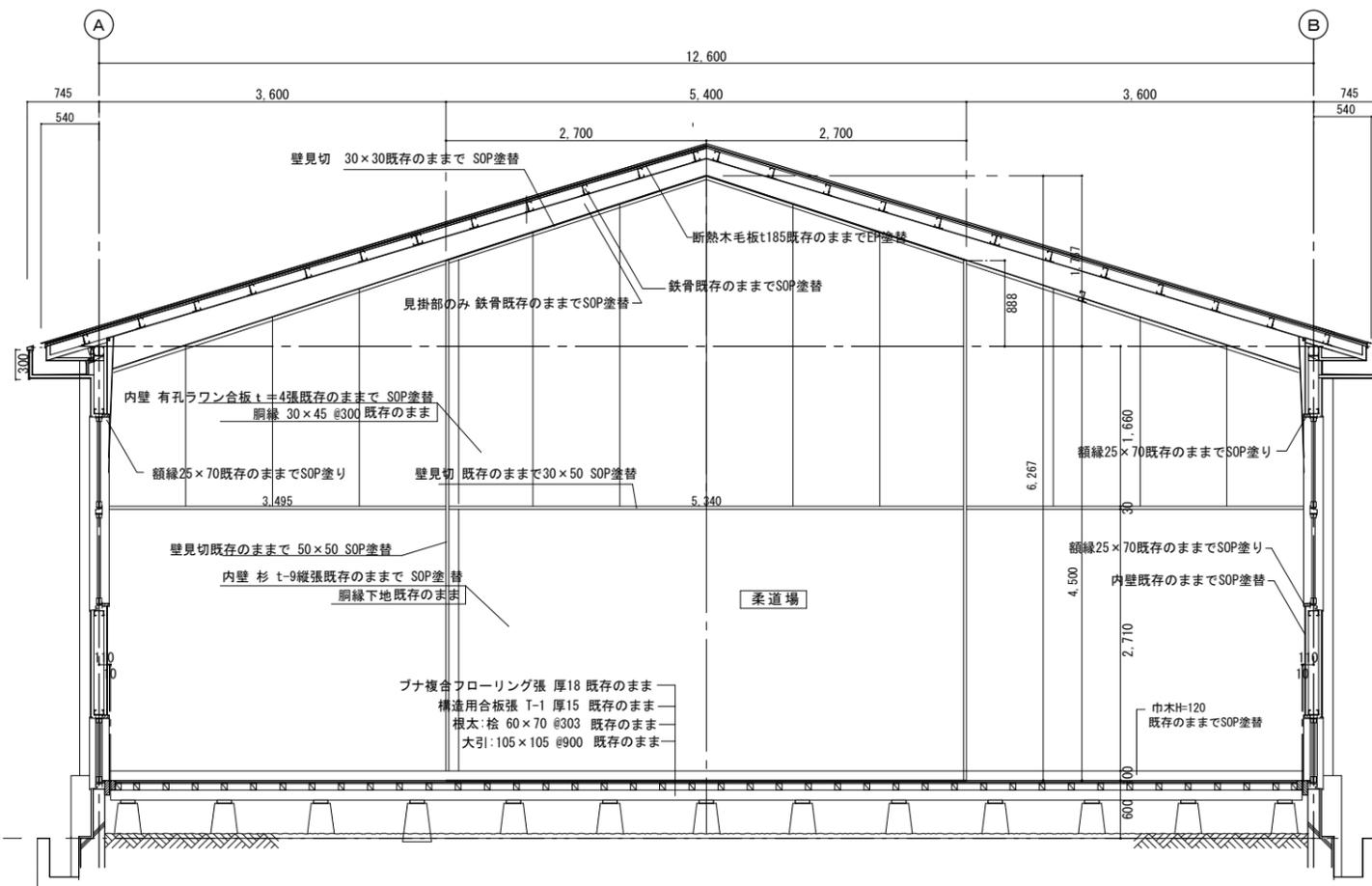
● 図面名  
現況 1・2階 平面図 会所、LPG置場詳細図

● 図面番号  
A-07

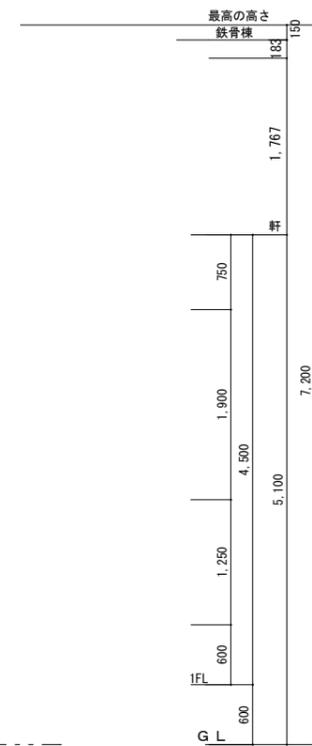
● 縮尺  
S=1/30・100

株式会社 NSO 徳島県知事登録第61138号  
徳島市丈六町山端18-5  
関富 進 一級建築士 建設大臣登録  
TEL 088-636-2712 第86221号

管理建築士

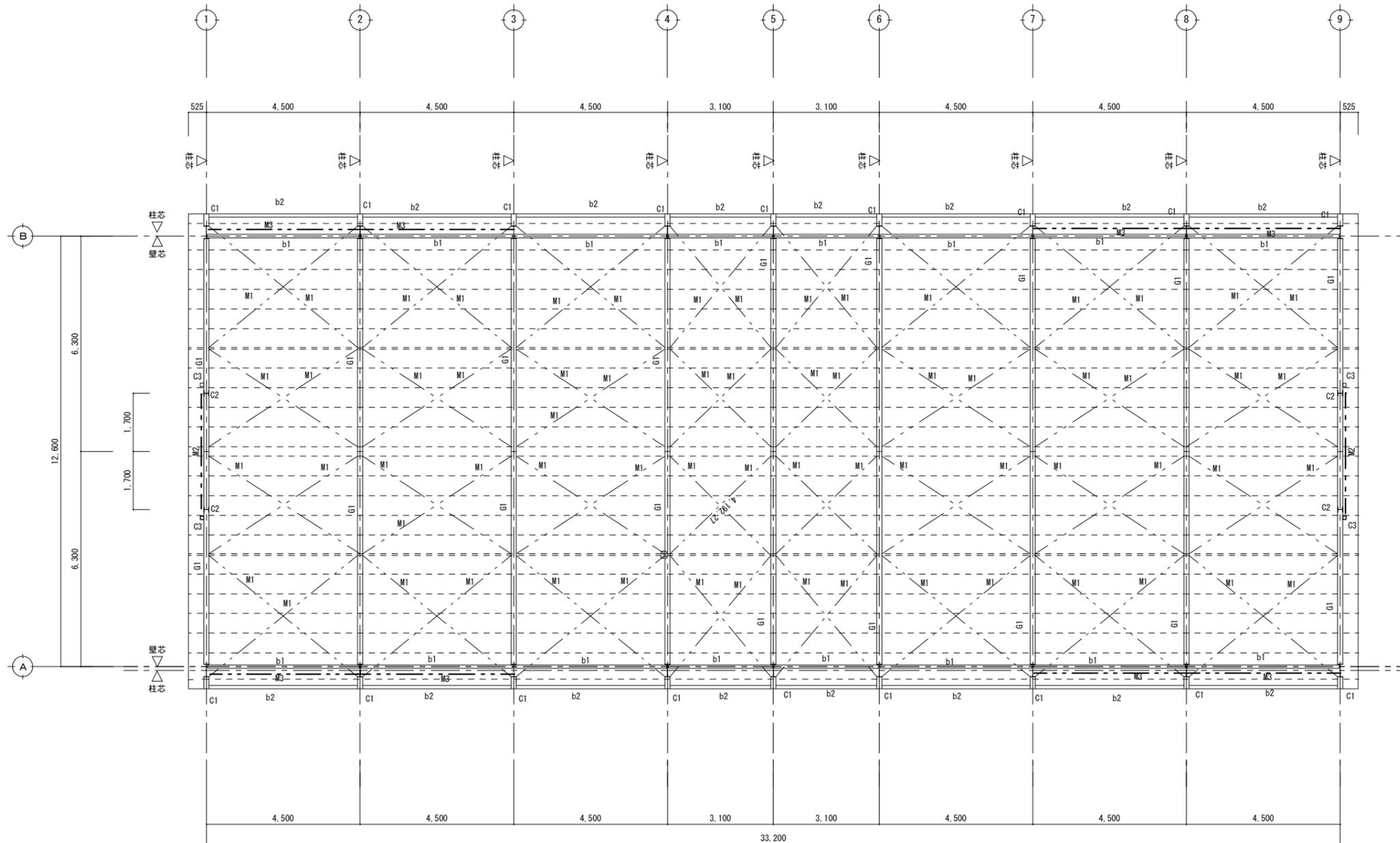


矩形図 S=1/50



※内壁の補修は展開図参照

徳島県土整備部営繕課	●工事名 R2営繕 城西高等学校神山校 神・神領 格技場内部改修工事 ●図面名 矩計図	●図面番号 A-8 ●縮尺 S=1/5・50	株式会社 NSO 徳島県知事登録第61138号 徳島市文六町山端18-5 関富 進 一級建築士 建設大臣登録 第86221号 TEL 088-636-2712 管理建築士
------------	--	---------------------------------	--



鉄骨小屋伏図 S = 1/100

※鉄部の内部見え掛かり部分はSOP塗替

(塗装範囲) ※鉄部の内部見え掛かり部はSOP塗替

鉄骨部材リスト	
既存部材	
G1	BH-350~175×150×4.5×6 既存のままでSOP塗替 (範囲は展開図による)
C1	BH-350~175×150×4.5×6 既存のままでSOP塗替
C2	H-100×100×5×7 (既存のまま)
C3	□-150×150×6 (既存のまま)
b1	2C-100×50×20×2.3 既存のままでSOP塗替
b2	CT-100×100×5.5×8 既存のままでSOP塗替
M1	屋根母屋 水平ブレース 19φ ターンバックル締 既存既存のままでSOP塗替
M2	垂直ブレース 24φ 既存のままでSOP塗替 (別途工事)
M3	垂直ブレース 16φ 既存のままでSOP塗替 (別途工事)

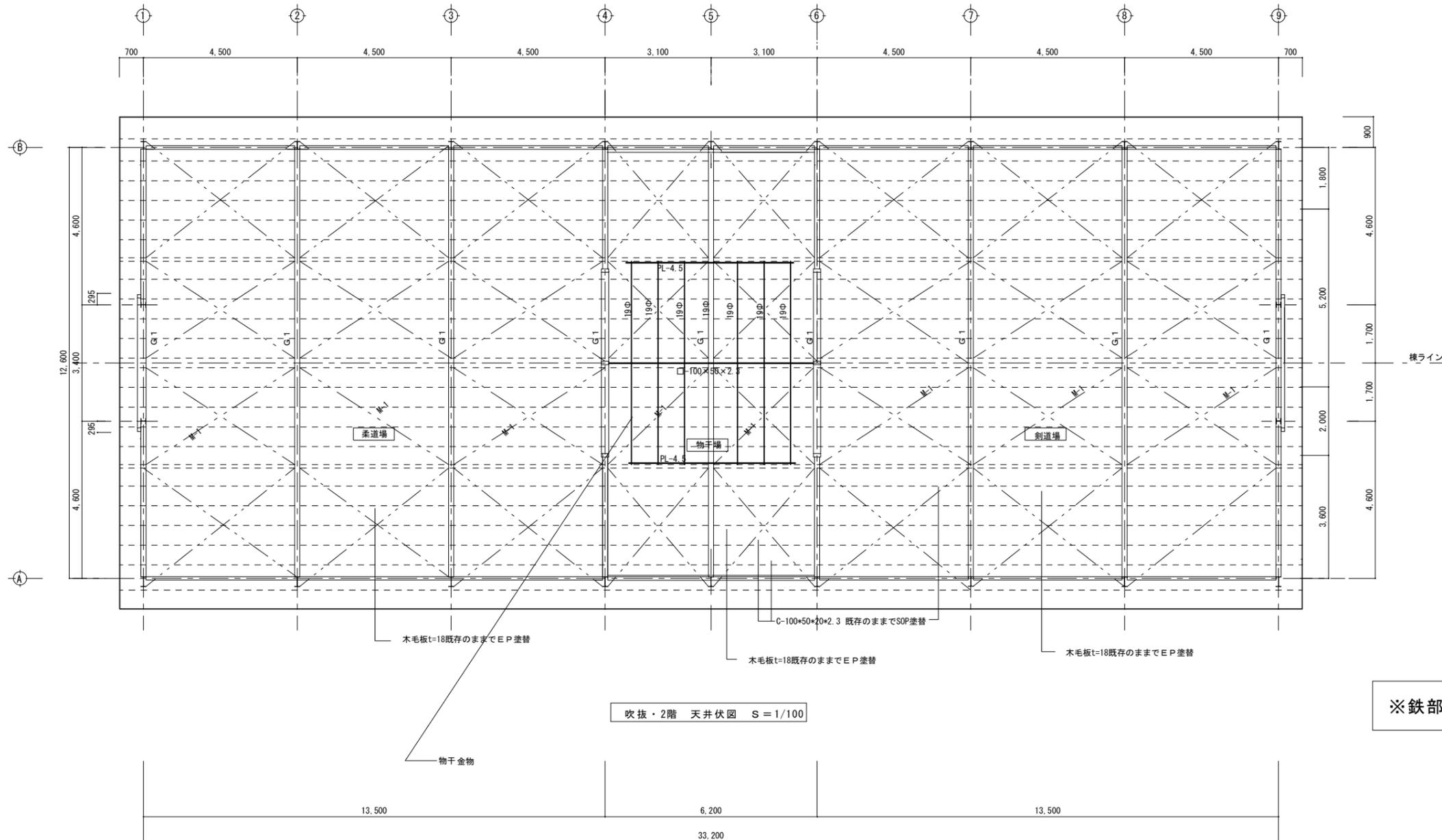
徳島県県土整備部営繕課

● 工事名  
R2 宮緒 城西高等学校神山校 神・神領 格技場内部改修工事  
● 図面名  
既存鉄骨小屋伏図

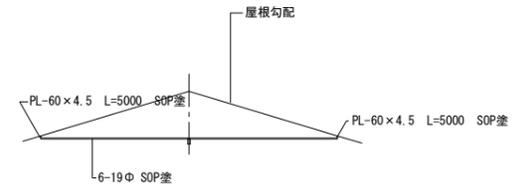
● 図面番号  
A-09  
● 縮尺  
S = 1/100

株式会社 NSO 徳島県知事登録第61138号  
徳島市丈六町山端18-5  
関富 進 一級建築士 建設大臣登録  
TEL 088-636-2712 第86221号

管理建築士



※鉄部の内部見え掛かり部はSOP塗替

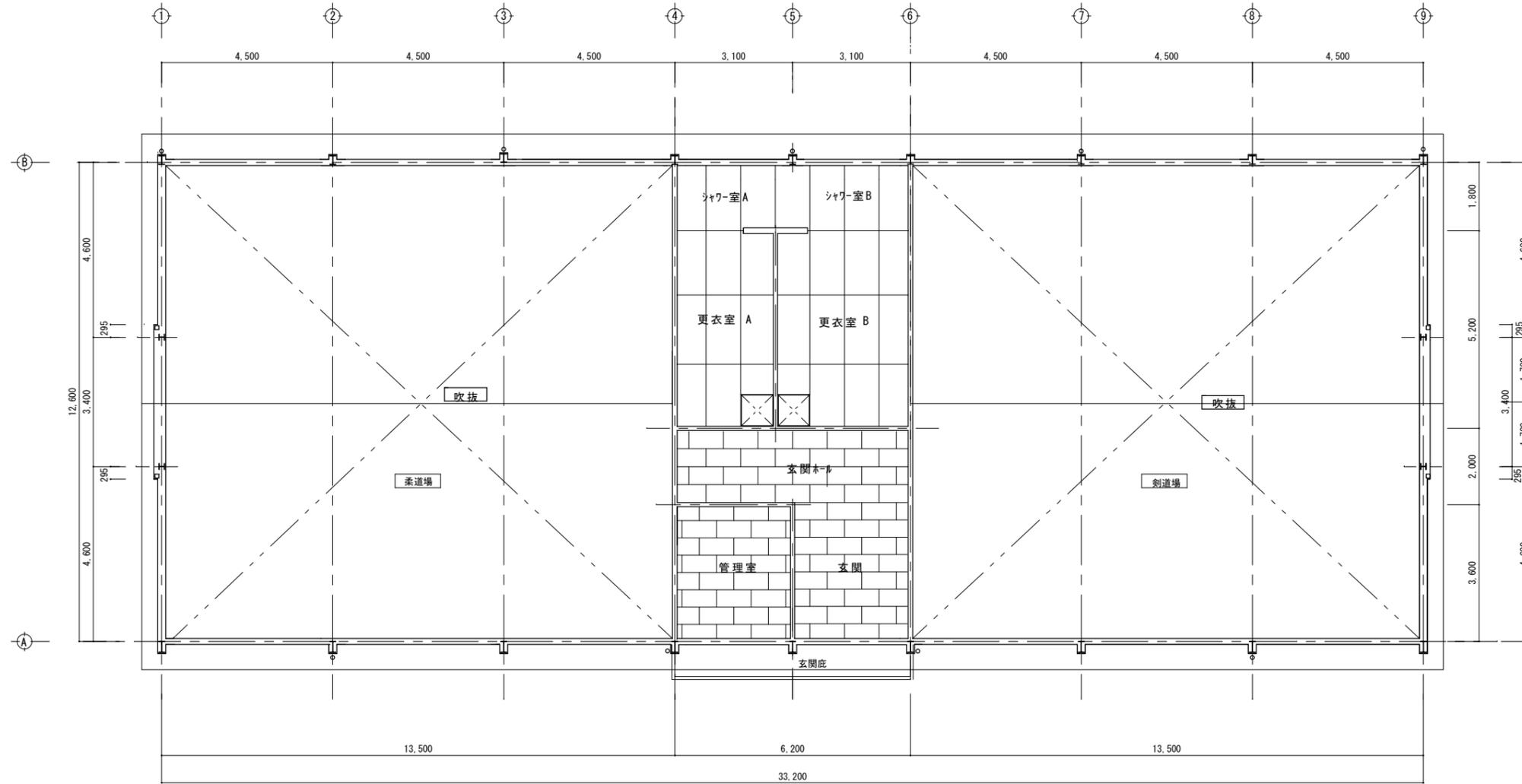


物干金物 詳細図 S=1/100

吹抜・2階 天井伏図 S=1/100

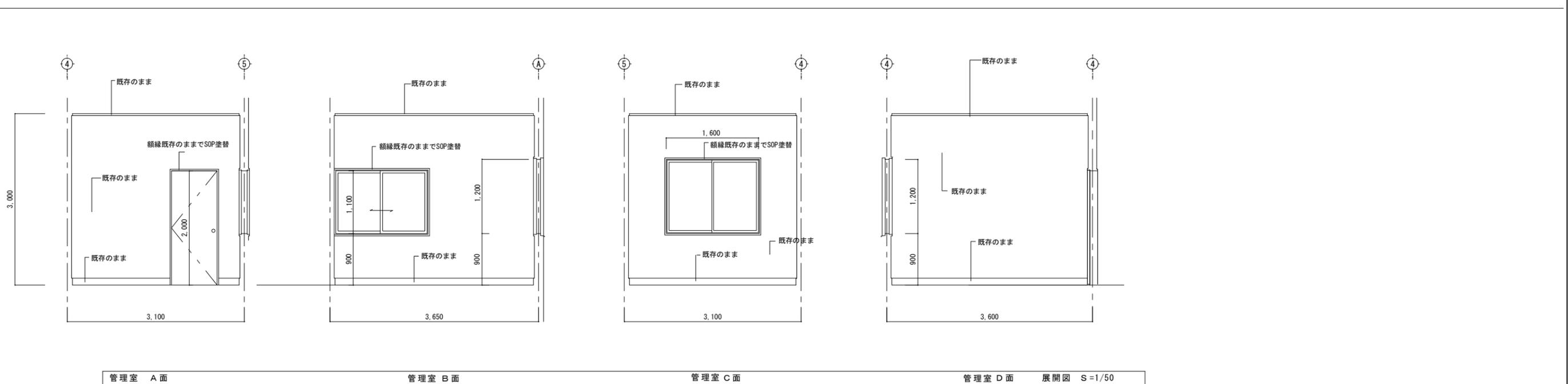
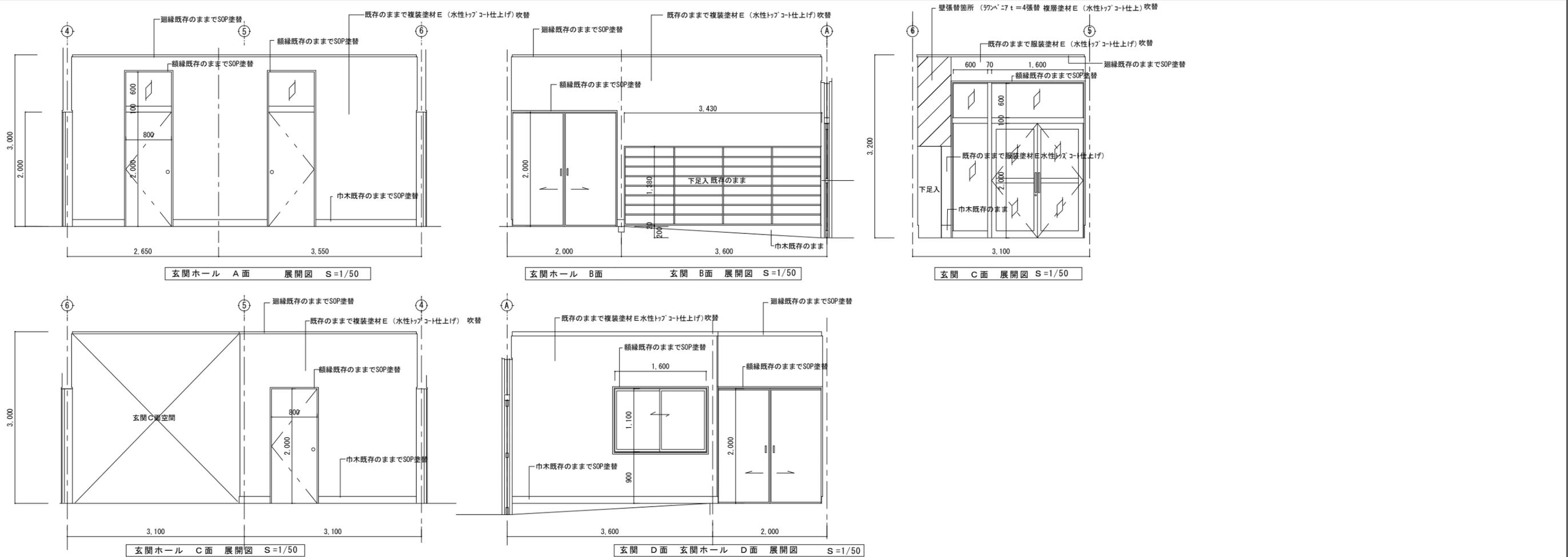
(塗装範囲)

天井仕上	
改修前	木毛板現t=18 EP塗 下地母屋C-100×50×20×2.3 EP塗
改修後	木毛板t=18現既存のままでEP塗替 下地母屋C-100×50×20×2.3 既存のままで SOP塗



1階 天井伏図 S=1/100

天井仕上		
シャワー室A	改修前	有孔ベニアt=4 SOP塗
	改修後	既存のままでSOP塗替
シャワー室B	改修前	有孔ベニアt=4 SOP塗
	改修後	既存のままでSOP塗替
更衣室A	改修前	有孔ベニアt=4 SOP塗
	改修後	既存のままでSOP塗替
更衣室B	改修前	有孔ベニアt=4 SOP塗
	改修後	既存のままでSOP塗替
柔道場	改修前	木毛板現 t=18 EP塗 下地母屋C-100×50×20+2.3 OP塗
	改修後	木毛板t=18現既存のままで EP塗替 下地母屋C-100×50×20+2.3 既存のままで SOP塗替
剣道場	改修前	木毛板現 t=18 EP塗 下地母屋C-100×50×20+2.3 OP塗
	改修後	木毛板t=18現既存のままで EP塗替 下地母屋C-100×50×20+2.3 既存のままで SOP塗替

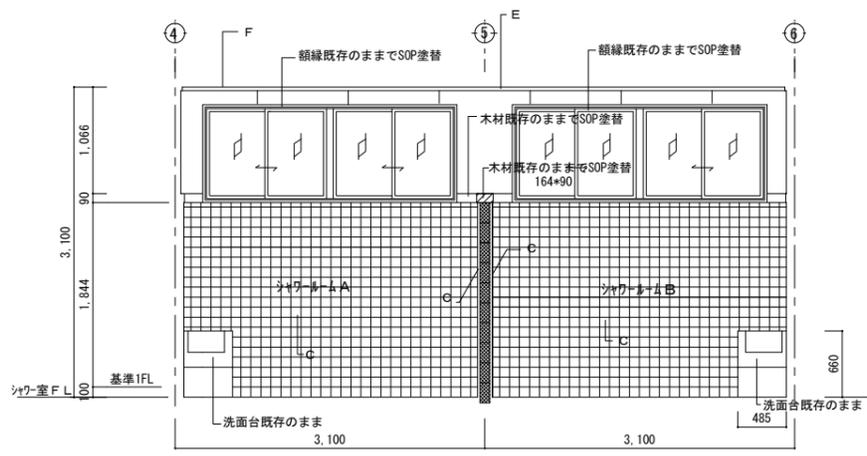


徳島県県土整備部営繕課

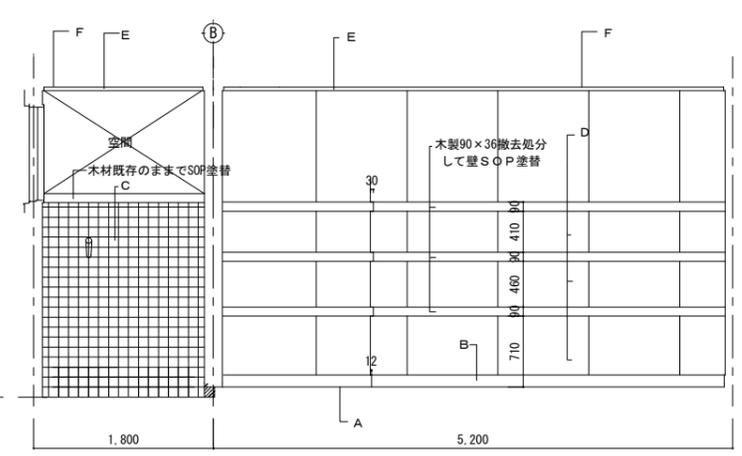
●工事名  
 R2 営繕 城西高等学校神山校 神・神領 格技場内部改修工事  
 ●図面名  
 玄関ホール・玄関・管理室 展開図

●図面番号  
 A-12  
 ●縮尺  
 S=1/50

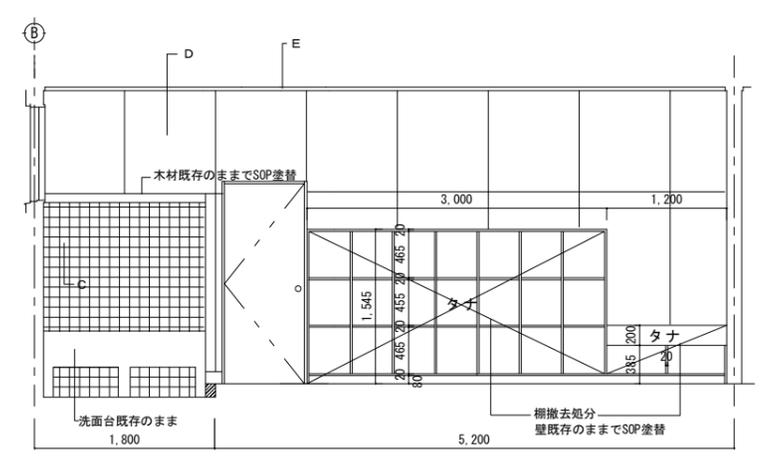
株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号 管理建築士  
 徳島市丈六町山端18-5  
 関富 進 一級建築士 建設大臣登録 第86221号  
 TEL 088-636-2712



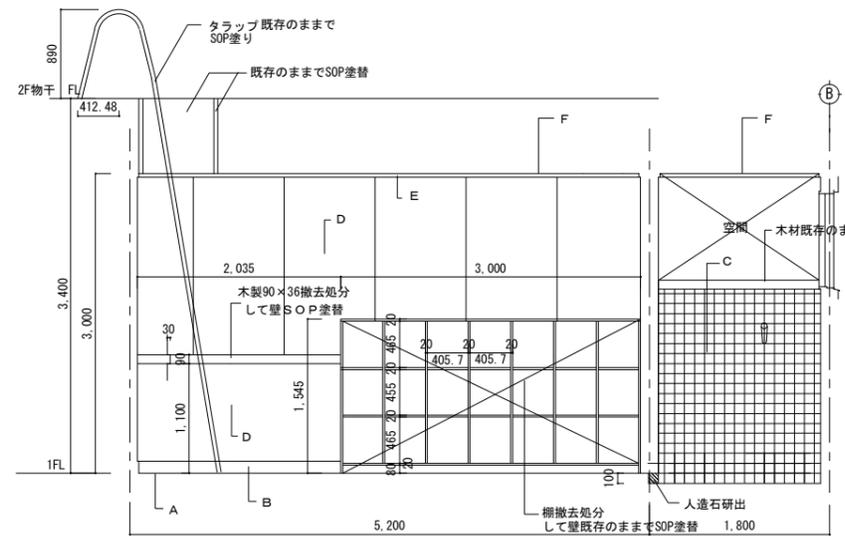
シャワールームA・B (A面) S=1/50



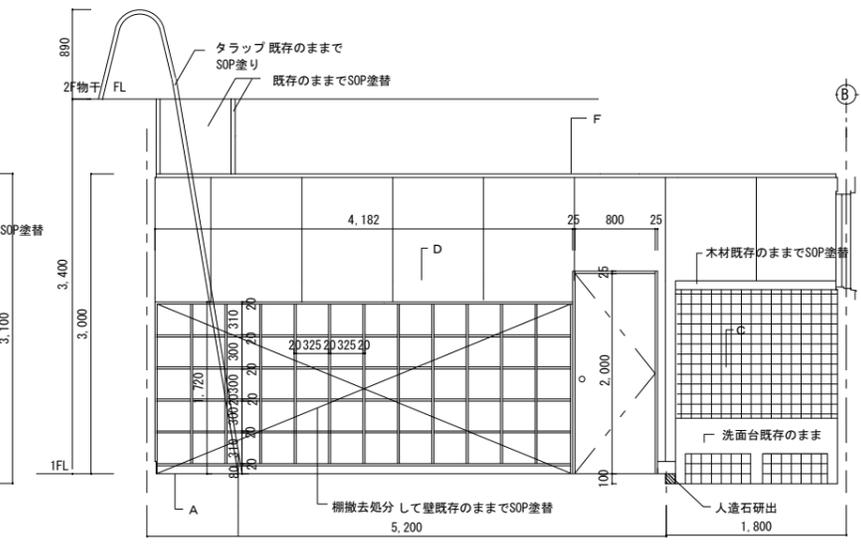
シャワールームA (B面) 更衣室 B面 S=1/50



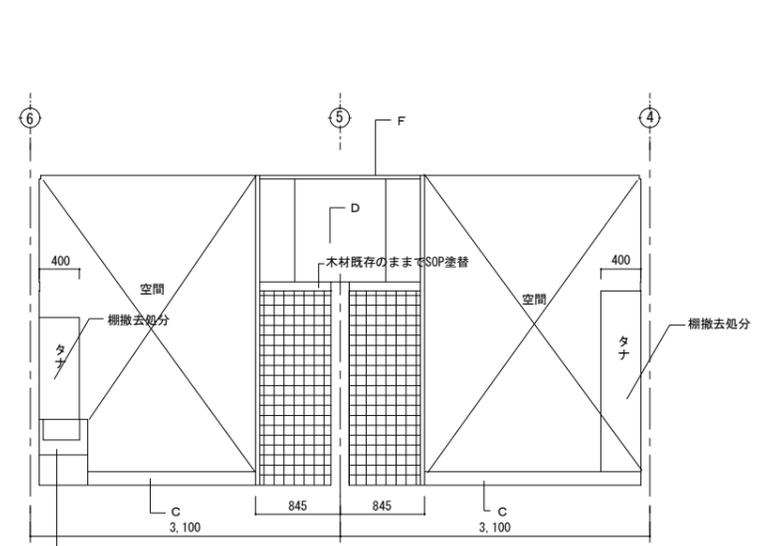
シャワールームB (B面) 更衣室 B面 S=1/50



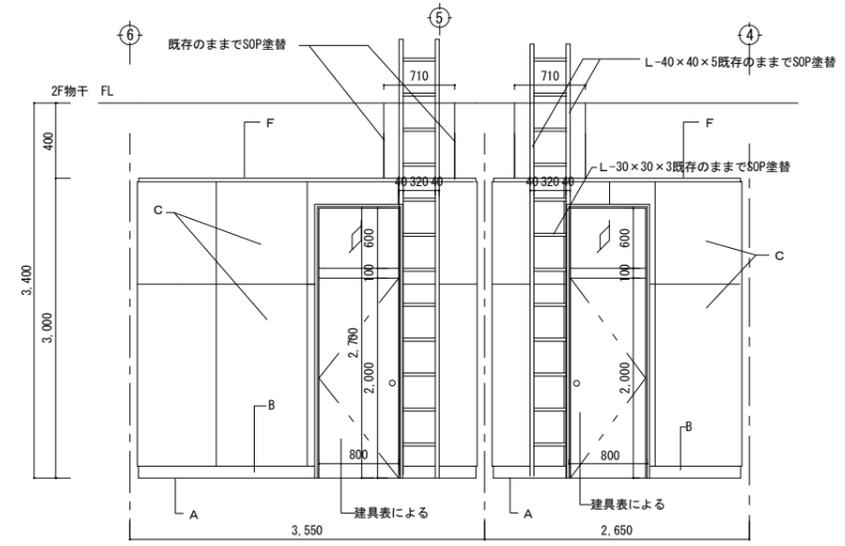
更衣室B (D面) シャワールームB (D面) S=1/50



更衣室A (D面) シャワールームA (D面) S=1/50



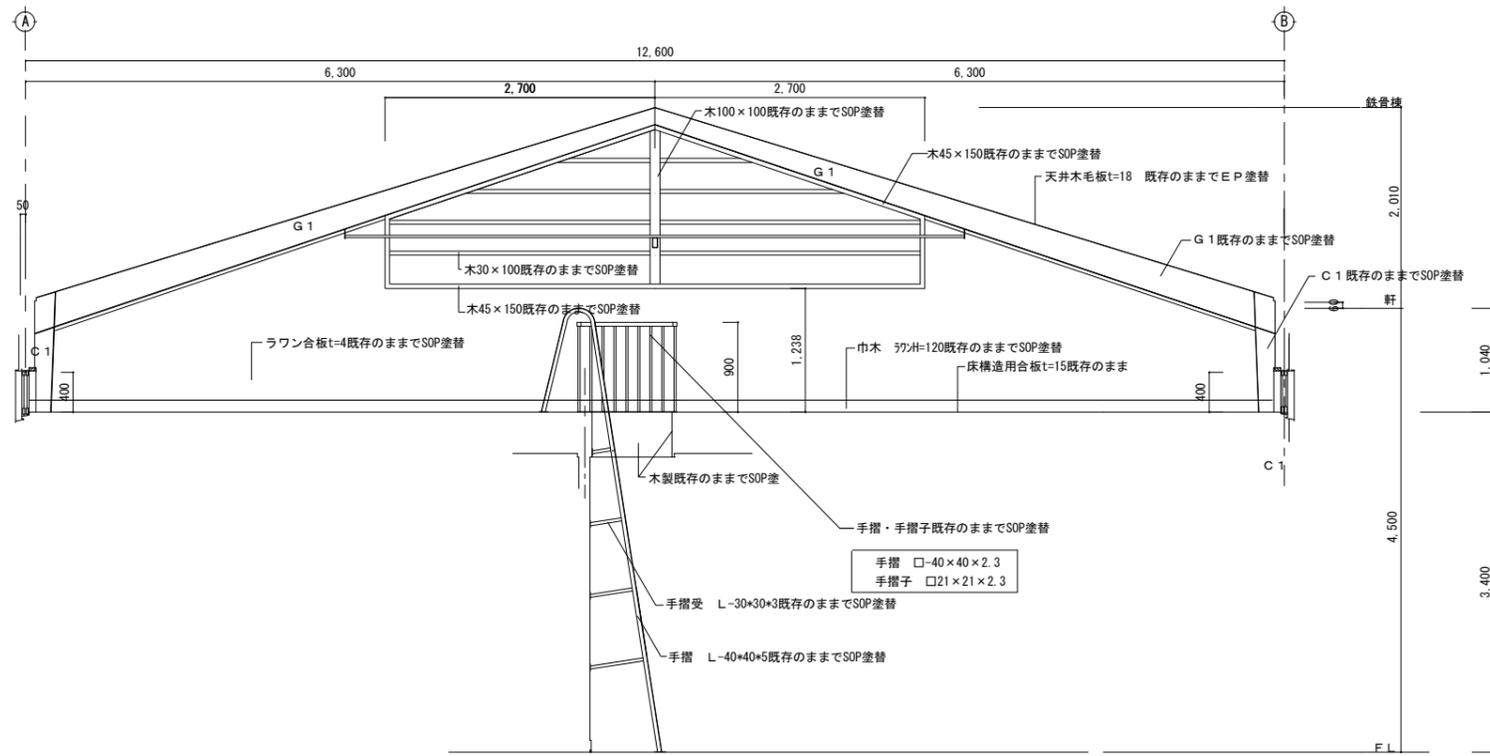
シャワールームA・B (C面) S=1/50



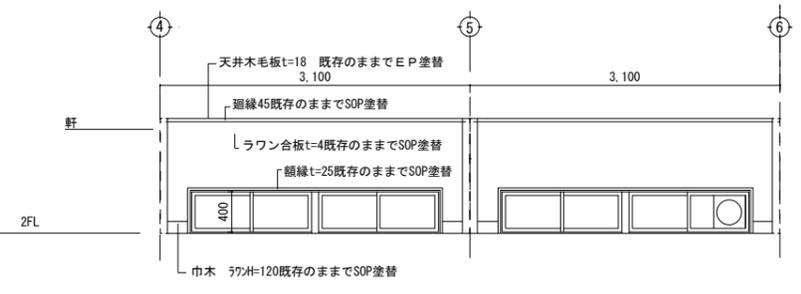
更衣室B C面 S=1/50 更衣室A C面 S=1/50

面	床	床	巾木	腰壁	壁	廻縁	天井
A	床	100角タイル既存のまま					
B	巾木	C面のみ人造石研ぎ出し					
C	腰壁	108角タイル既存のまま クリーニング					
D	壁	108角タイル既存のまま、一部T-1ベニアt=4既存のままでSOP塗替					
E	廻縁	木製杉既存のままSOP塗替					
F	天井	有孔ベニアt=4既存のままでSOP塗替					

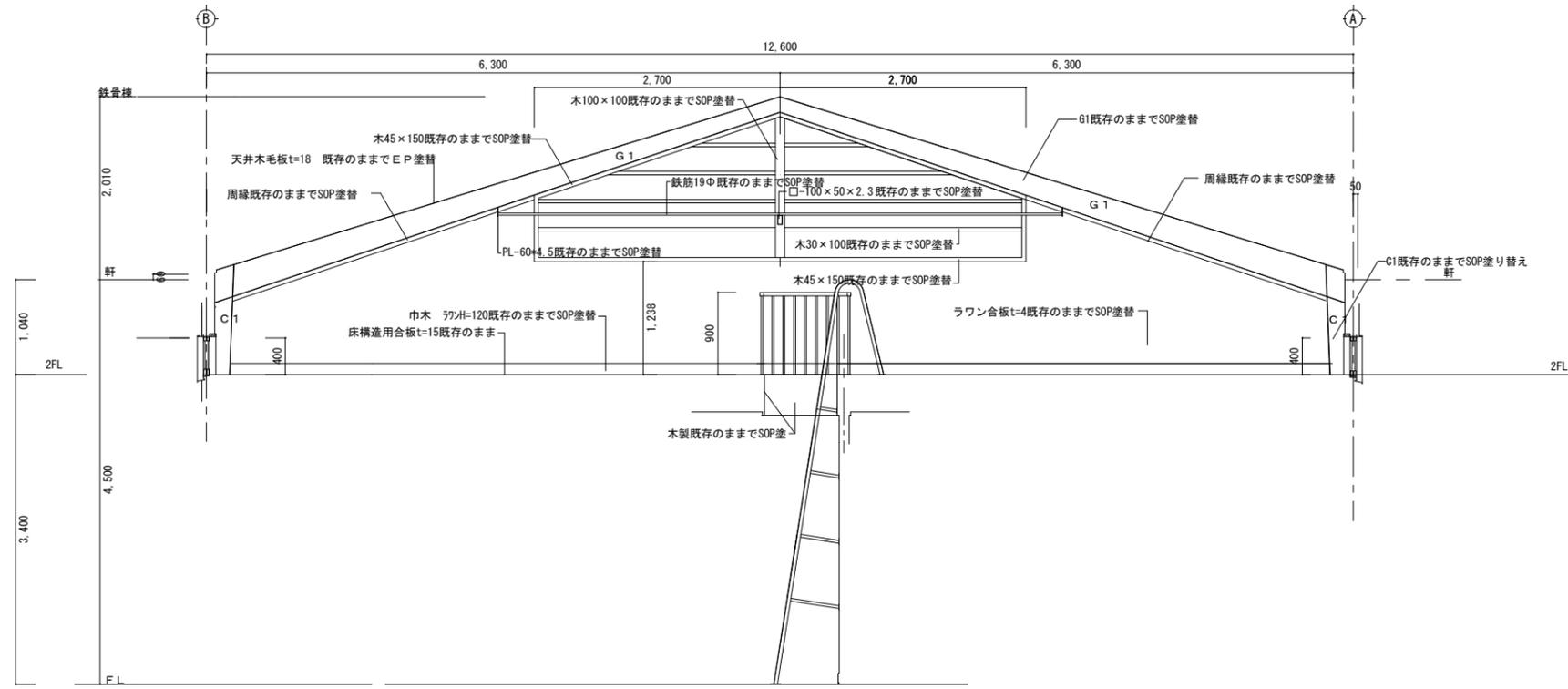
面	床	巾木	腰壁	壁	廻縁	天井
A	床	桧t=15縁甲板 既存のまま				
B	巾木	杉既存のままでSOP塗替				
C	腰壁	T-1ベニア t=4既存のままでSOP塗替				
D	壁	T-1ベニア t=4既存のままでSOP塗替				
E	廻縁	木製杉既存のままSOP塗替				
F	天井	有孔ベニアt=4既存のままでSOP塗替				



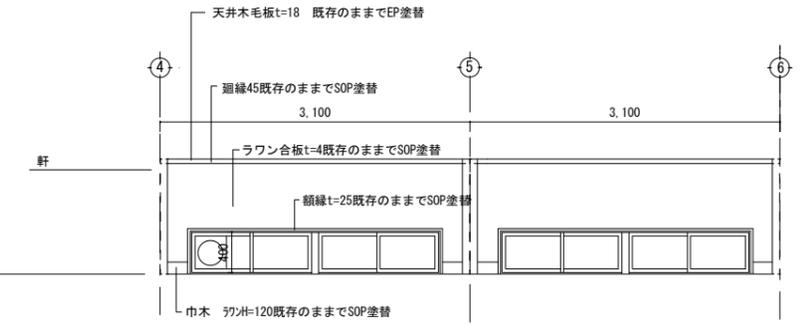
物干展開図 D S=1/50



物干展開図 A S=1/50



物干展開図 B S=1/50



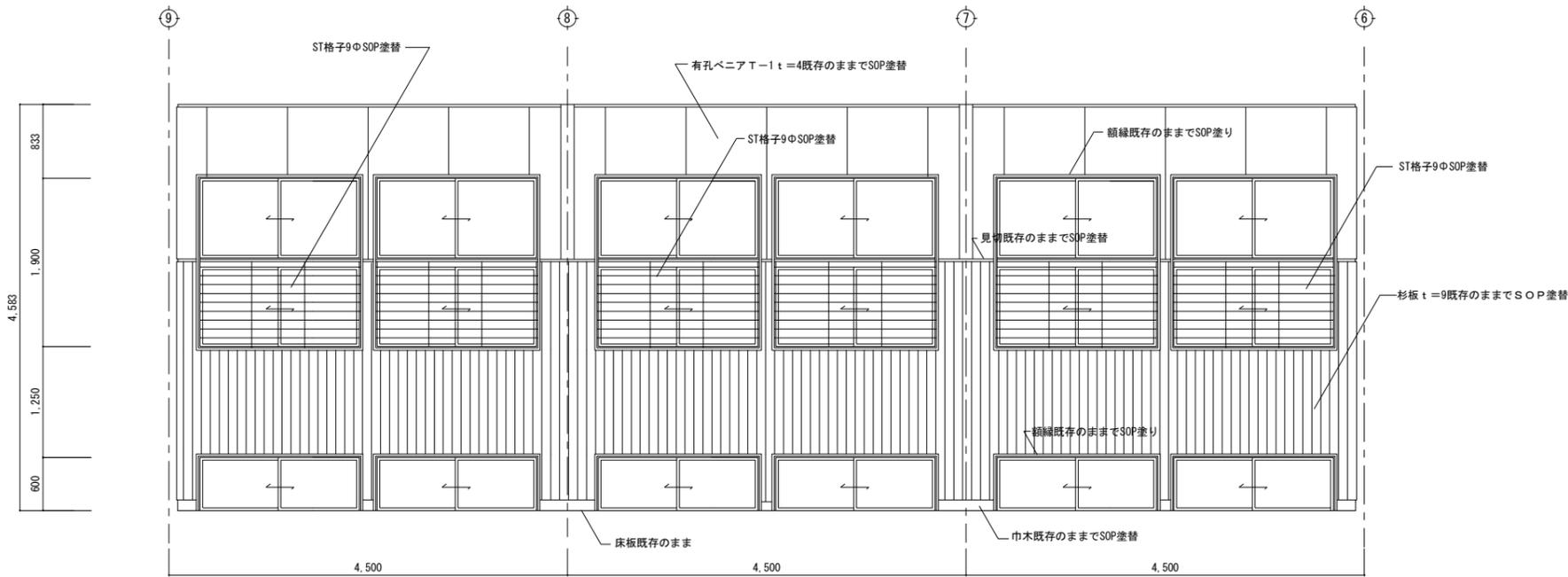
物干展開図 C S=1/50

徳島県県土整備部営繕課

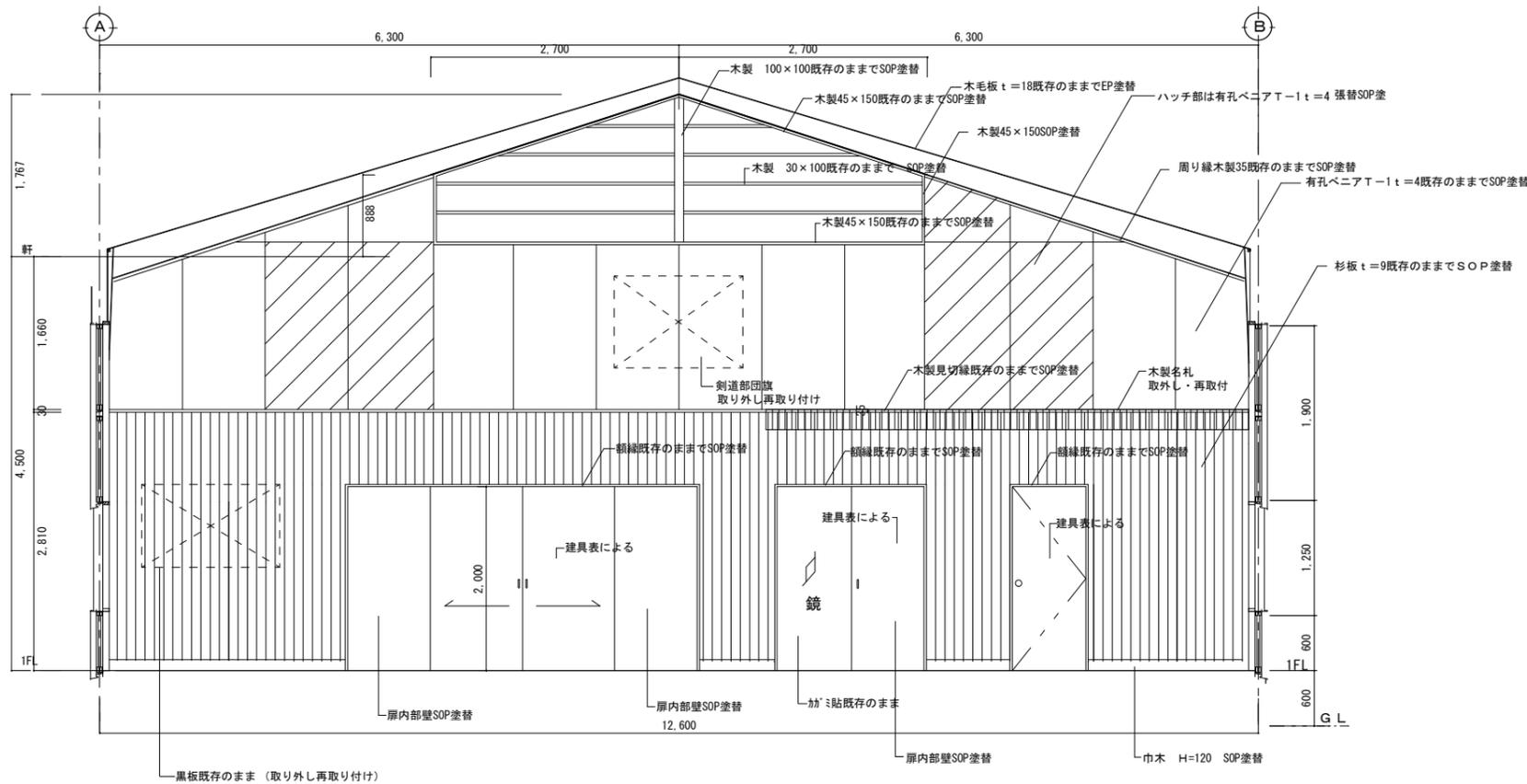
●工事名  
R1 営繕 城西高等学校神山校 神・神領 格技場内部改修工事  
●図面名  
物干展開図 A・B・C・D面 展開図

●図面番号  
A-14  
●縮尺  
S=1/50

株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号 管理建築士  
徳島市丈六町山端18-5  
関富 進 一級建築士 建設大臣登録 第86221号  
TEL 088-636-2712



剣道場 C面展開図 S=1/50



剣道場 D面展開図 S=1/50

- ※ 共通事項 建具額縁・枠・本体 SOP塗替
- ※ 共通事項 サッシ額縁SOP塗替
- ※ 共通事項 スチールサッシ調整のうえSOP塗替 剣道室窓格子共

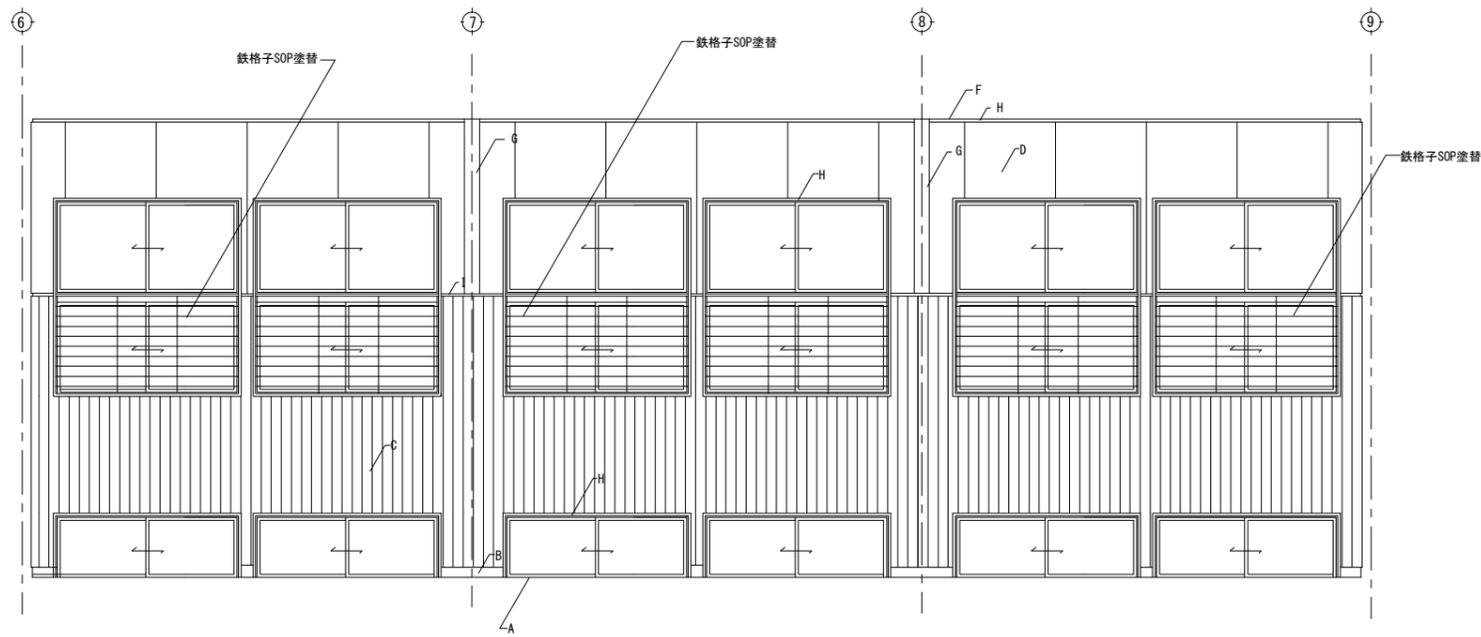
徳島県県土整備部営繕課

● 工事名  
R2 営繕 城西高等学校神山校 神・神領 格技場内部改修工事  
● 図面名  
剣道場C・D面 展開図

● 図面番号  
A-15  
● 縮尺  
S=1/50

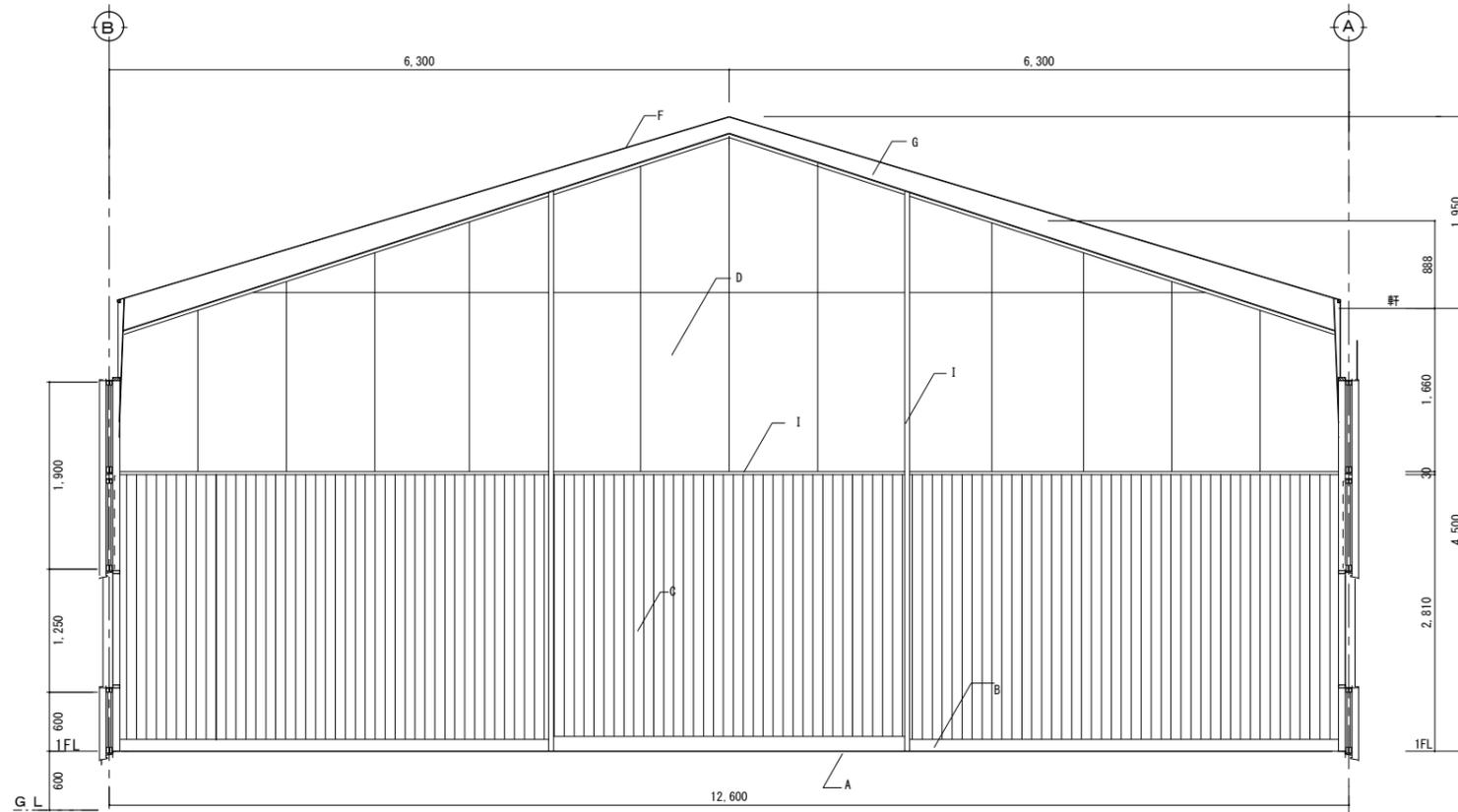
株式会社 NSO 徳島県知事登録第61138号  
徳島市文六町山端18-5  
関富 進 一級建築士 建設大臣登録  
第86221号  
TEL 088-636-2712

管理 建築士



剣道場 A面展開図 S=1/50

内部仕上表		
A	床	フロア一部既存のまま
B	巾木	杉SOP塗替
C	腰壁	杉t=9縦張本実加工既存のままSOP塗替
D	壁	有孔77合板T-1既存のままSOP塗替
E	廻縁	木製杉既存のままSOP塗替
F	天井	木毛版現し既存のままEP塗替
G	柱・梁	鉄骨見掛部SOP塗替
H	額縁	木製既存のままSOP塗替
I	見切	木製既存のままSOP塗替



剣道場 B面展開図 S=1/50

内部仕上表		
A	床	フロア一部既存のまま
B	巾木	杉SOP塗替
C	腰壁	杉t=9縦張本実加工既存のままSOP塗替
D	壁	有孔77合板T-1既存のままSOP塗替
E	廻縁	木製杉既存のままSOP塗替
F	天井	木毛版現し既存のままEP塗替
G	柱・梁	鉄骨見掛部SOP塗替
H	額縁	木製既存のままSOP塗替
I	見切	木製既存のままSOP塗替

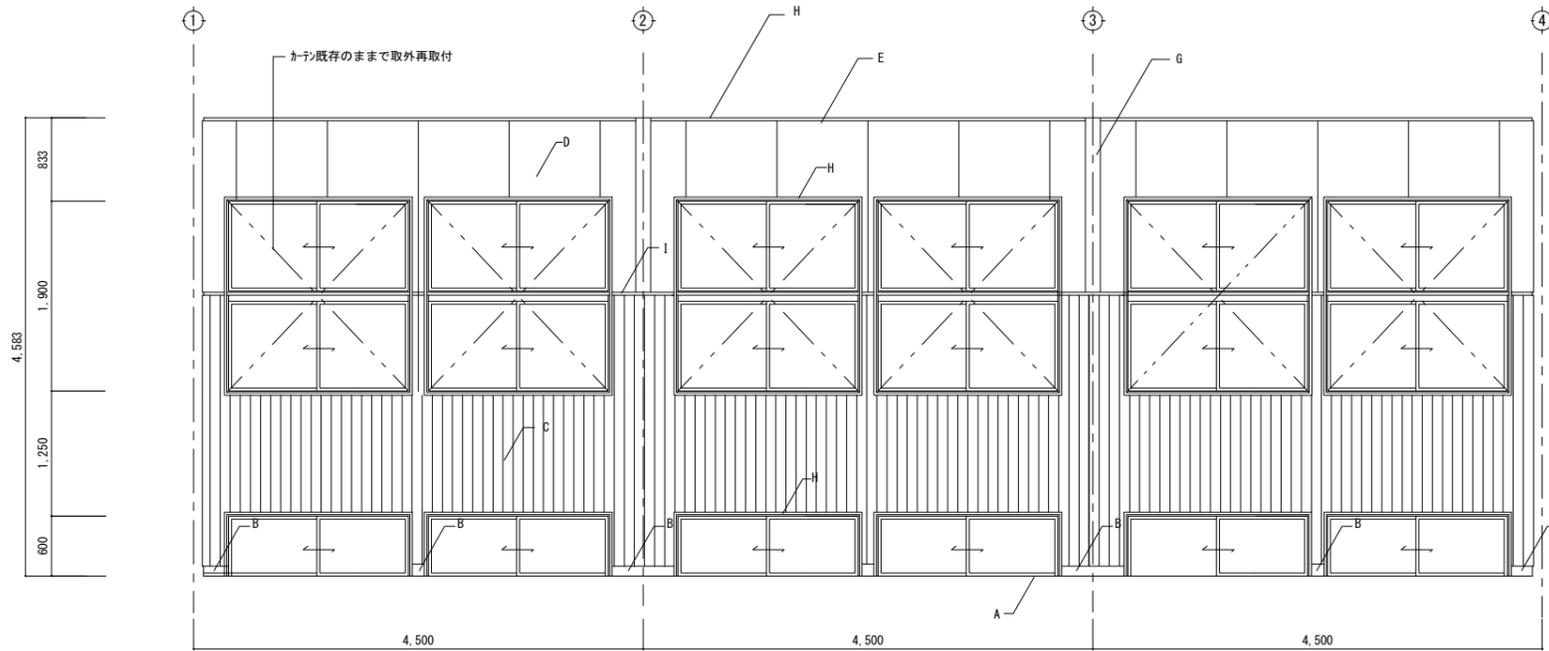
徳島県県土整備部営繕課

●工事名  
R2 営繕 城西高等学校神山校 神・神領 格技場内部改修工事  
●図面名  
剣道場 A・B面 展開図

●図面番号  
A-16  
●縮尺  
S=1/50

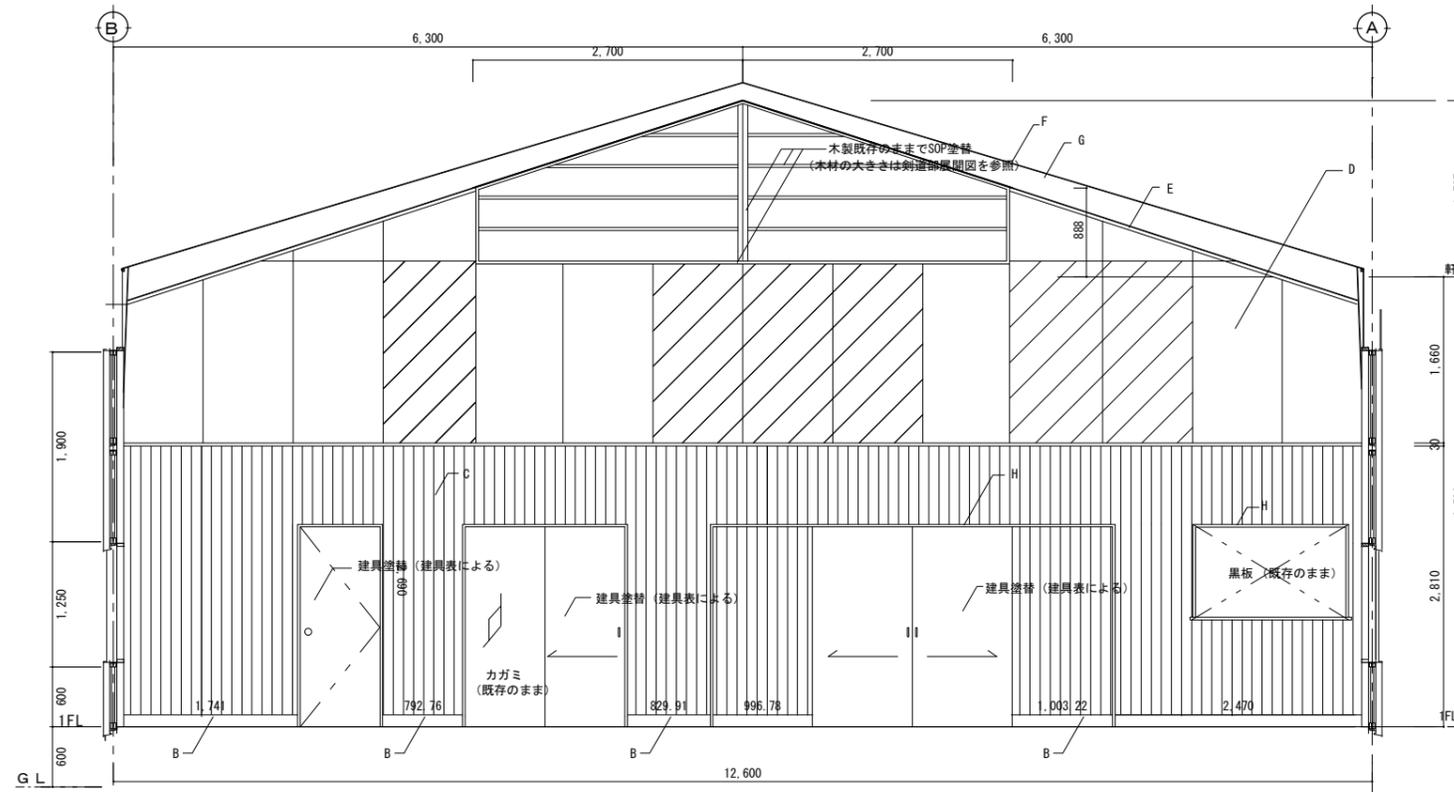
株式会社 N S O 徳島県知事登録 第61138号  
徳島市丈六町山端18-5  
関富 進 一級建築士 建設大臣登録 第86221号  
TEL 088-636-2712

管理建築士



柔道場 A面展開図 S=1/50

内部仕上表		
A	床	フロア一部既存のまま
B	巾木	杉SOP塗替
C	腰壁	杉t=9縦張本実加工既存のままSOP塗替
D	壁	有孔珪合板T-1既存のままSOP塗替
E	廻縁	木製杉既存のままSOP塗替
F	天井	木毛版現し既存のままEP塗替
G	柱・梁	鉄骨見掛部SOP塗替
H	額縁	木製既存のままSOP塗替
I	見切	木製既存のままSOP塗替



柔道場 B面展開図 S=1/50

内部仕上表		
A	床	フロア一部既存のまま
B	巾木	杉SOP塗替
C	腰壁	杉t=9縦張本実加工既存のままSOP塗替
D	壁	有孔珪合板T-1既存のままSOP塗替
E	廻縁	木製杉既存のままSOP塗替
F	天井	木毛版現し既存のままEP塗替
G	柱・梁	鉄骨見掛部SOP塗替
H	額縁	木製既存のままSOP塗替
I	見切	木製既存のままSOP塗替

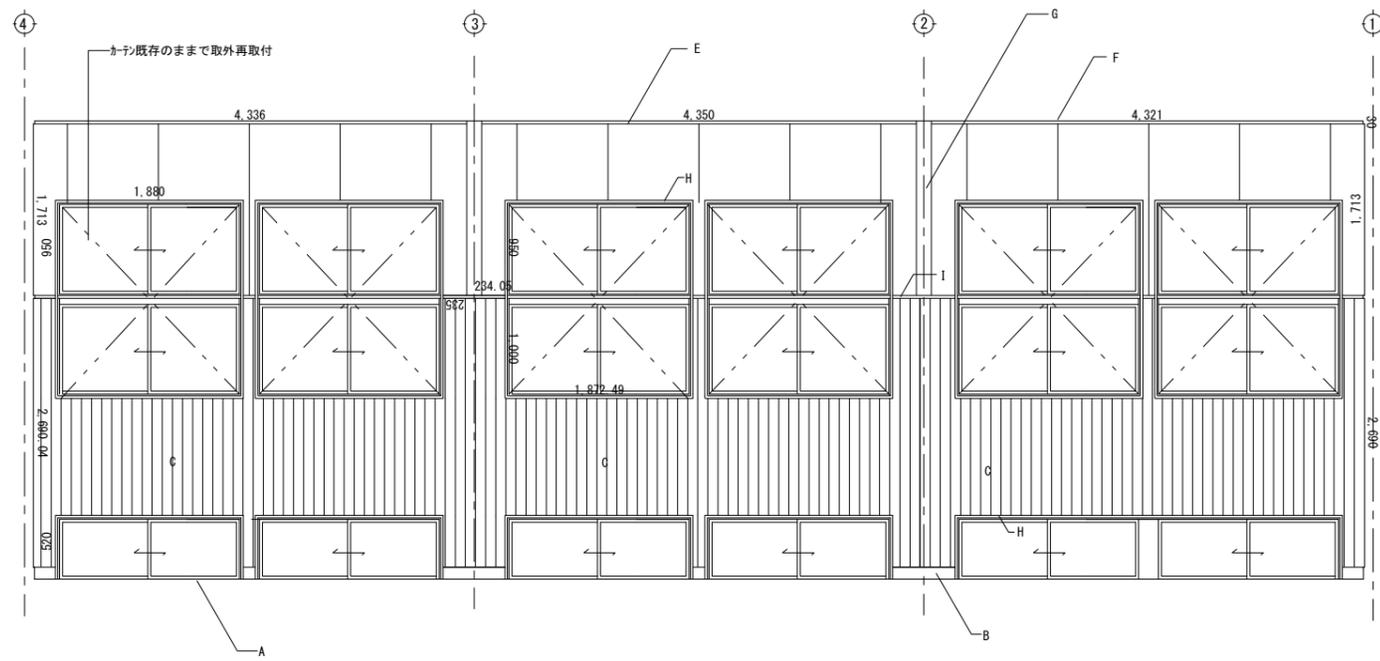
徳島県県土整備部営繕課

●工事名  
R2営繕 城西高等学校神山校 神・神領 格技場内部改修工事  
●図面名  
柔道場 A・B面 展開図

●図面番号  
A-17  
●縮尺  
S=1/50

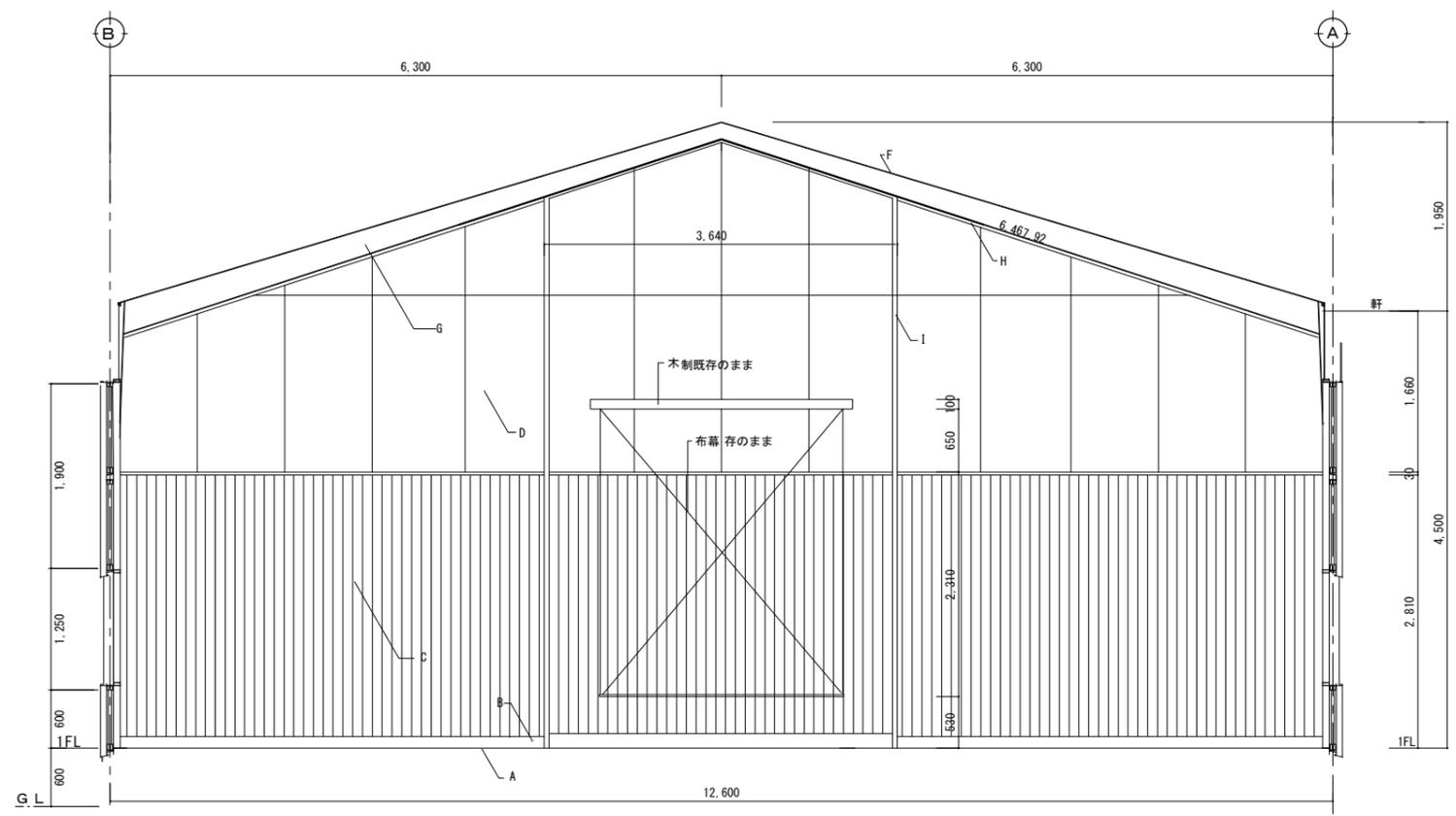
株式会社 N S O 徳島県知事登録第61138号  
徳島市文六町山端18-5  
関富 進 一級建築士 建設大臣登録  
第86221号  
TEL 088-636-2712

管理建築士

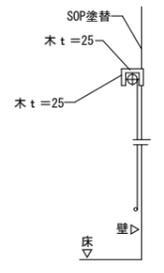


柔道場 C面展開図 S=1/50

内部仕上表		
A	床	フロア一部既存のまま
B	巾木	杉SOP塗替
C	腰壁	杉t=9縦張本実加工既存のままでSOP塗替
D	壁	有孔珪合板T-1既存のままでSOP塗替
E	廻縁	木製杉既存のままでSOP塗替
F	天井	木毛版現し既存のままでEP塗替
G	柱・梁	鉄骨見掛部SOP塗替
H	額縁	木製既存のままでSOP塗替
I	見切	木製既存のままでSOP塗替



柔道場 D面展開図 S=1/50



映写スクリーン断面詳細図 S=1/30

内部仕上表		
A	床	フロア一部既存のまま
B	巾木	杉SOP塗替
C	腰壁	杉t=9縦張本実加工既存のままでSOP塗替
D	壁	有孔珪合板T-1既存のままでSOP塗替
E	廻縁	木製杉既存のままでSOP塗替
F	天井	木毛版現し既存のままでEP塗替
G	柱・梁	鉄骨見掛部SOP塗替
H	額縁	木製既存のままでSOP塗替
I	見切	木製既存のままでSOP塗替

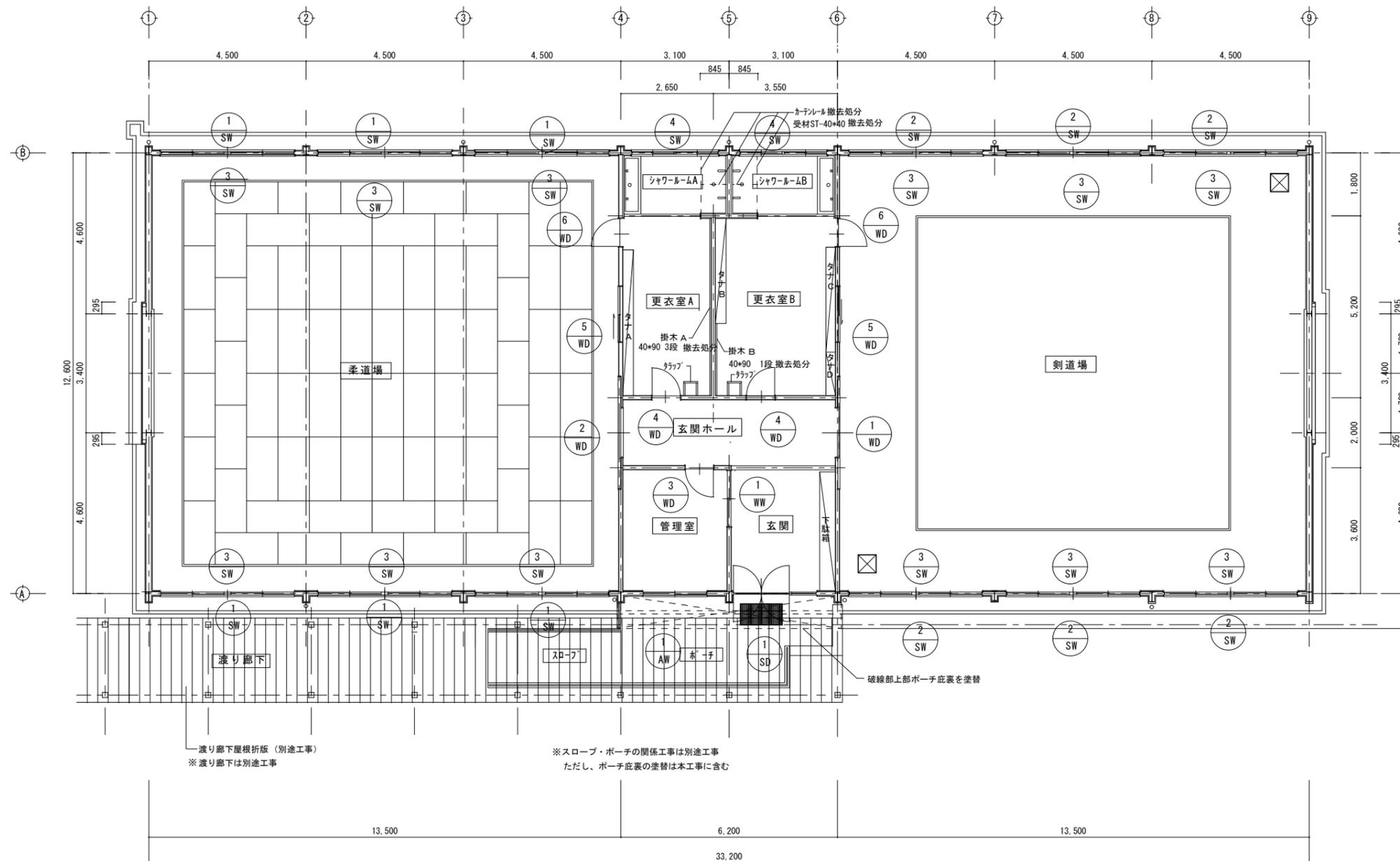
徳島県県土整備部営繕課

●工事名  
R2 宮橋 城西高等学校神山校 神・神領 格技場内部改修工事  
●図面名  
柔道場 C・D面 展開図

●図面番号  
A-18  
●縮尺  
S=1/50

株式会社 NSO 徳島県知事登録第61138号  
徳島市丈六町山端18-5  
関富 進 一級建築士 建設大臣登録  
第86221号  
TEL 088-636-2712

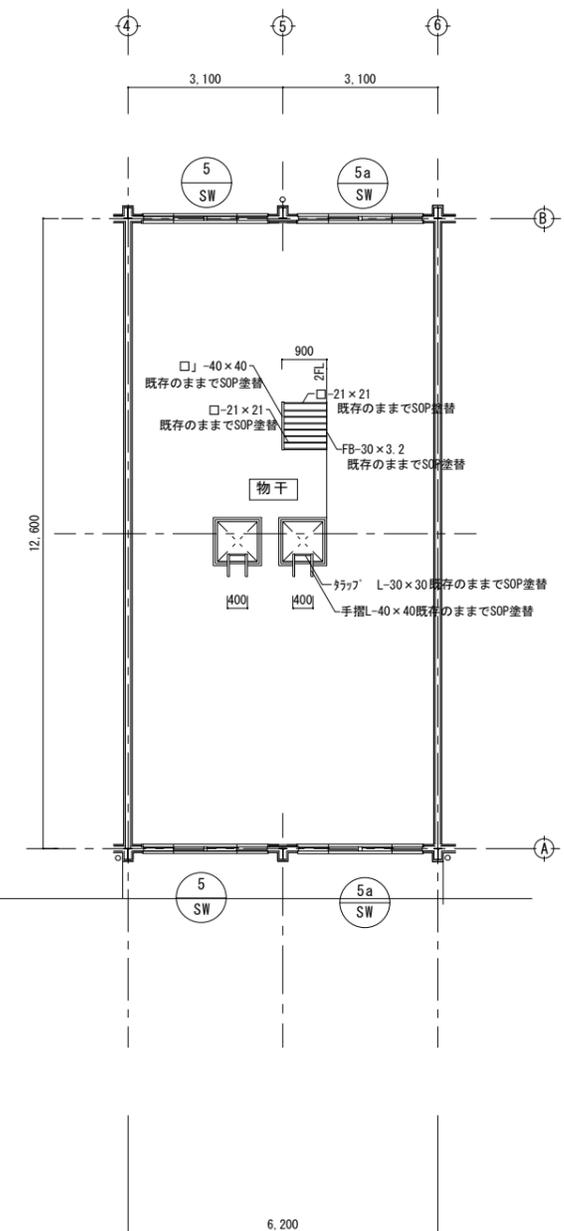
管理建築士



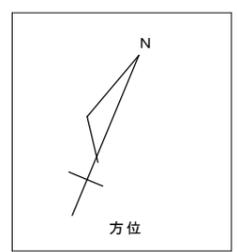
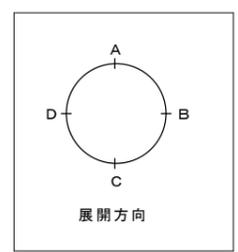
※スロープ・ポーチの関係工事は別途工事  
ただし、ポーチ底裏の塗装は本工事に含む

渡り廊下屋根折板 (別途工事)  
※渡り廊下は別途工事

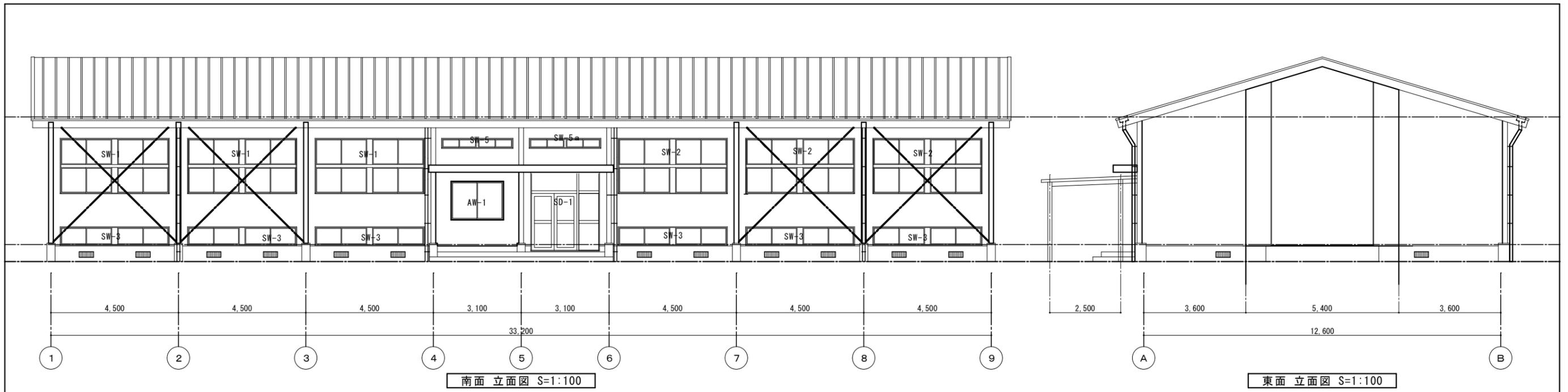
1階 建具伏図 S=1/100



2階 建具伏図 S=1/100

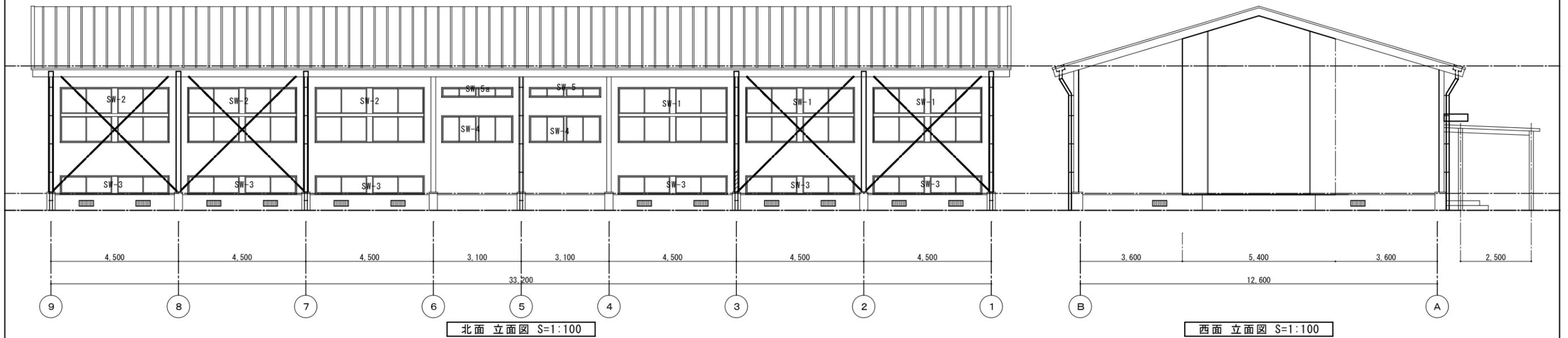


徳島県土整備部営繕課	● 工事名 R2 営繕 城西高等学校神山校 神・神領 格技場屋内部改修工事	● 図面番号 A-19	株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号 徳島市丈六町山端18-5 関富 進 一級建築士 建設大臣登録 第86221号 TEL 088-636-2712	管理 建築士
	● 図面名 現況 1・2階 建具配置図	● 縮尺 S=1/100		



南面 立面图 S=1:100

東面 立面图 S=1:100

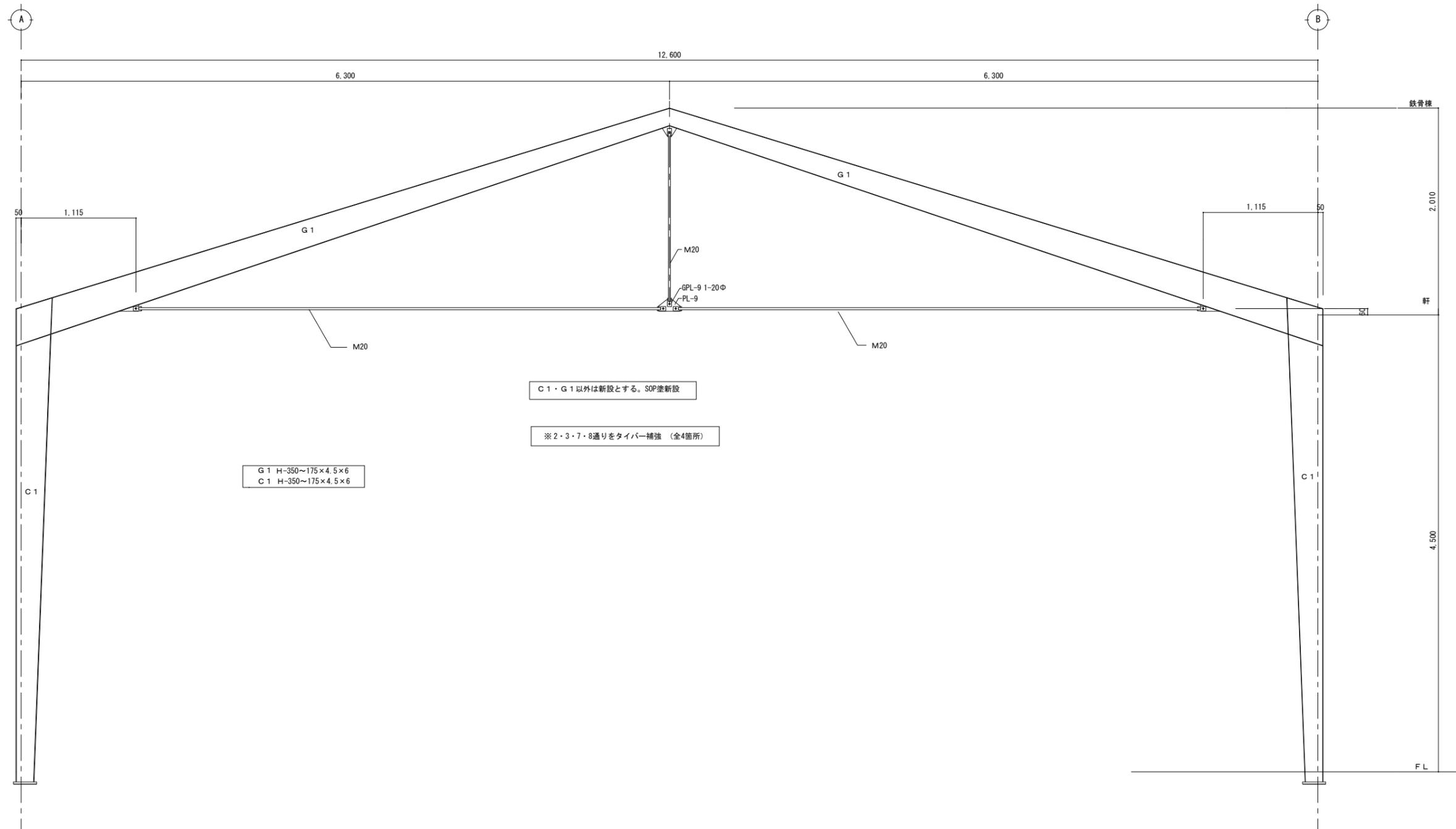


北面 立面图 S=1:100

西面 立面图 S=1:100

徳島県土整備部営繕課	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 工事名 R2 宮織 城西高等学校神山校 神・神領 格技場内部改修工事</li> <li>● 図面名 立面图建具伏图(参考图)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 図面番号 A-20</li> <li>● 縮尺 S=1/100</li> </ul>	株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号 徳島市丈六町山端18-5 開富 進 一級建築士 建設大臣登録 TEL 088-636-2712 第86221号	管理建築士
------------	--	---	---	-------





C1・G1 以外は新設とする。SOP塗新設

※2・3・7・8通りをタイバー補強 (全4箇所)

G1 H-350~175x4.5x6  
C1 H-350~175x4.5x6

タイバー補強図 S=1/30

徳島県県土整備部営繕課

●工事名  
R1 宮織 城西高等学校神山校 神・神領 格技内部改修工事  
●図面名  
タイバー補強図

●図面番号  
A-22  
●縮尺  
S=1/30

株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号  
徳島市丈六町山端18-5  
関富 進 一級建築士 建設大臣登録  
TEL 088-636-2712 第86221号

管理建築士

電気工事仕様書

I. 工事種目

種 目	工 事 概 要
電灯・コンセント設備	照明器具の新規更新工事の一式
撤 去 工 事	既設照明器具の撤去工事の一式
換 気 設 備	換気扇の新規更新工事の一式

II. 共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)」(ただし、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)」)及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(平成28年版)」による。なお、本工事が建築工事又は機械設備工事を含む場合は、それぞれの工事に係る標準仕様書による。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「電気設備工事監理指針(令和元年版)」を参考とする。

III. 特記仕様1(一般共通事項)

- 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。官公署その他への届出手続等は(標仕 <1>1.1.3)により行う。なお、(監理指針 <1>1.1.3)を参考とする。
- 工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。また、品質計画及び工種別の施工計画書並びに施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。品質計画及び施工図等については、監督員の承諾を受ける。(標仕 <1>1.2.2、<1>1.2.3) 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき確認、試験又は検査を行う。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施す。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとる。(標仕 <1>1.3.4、監理指針 <1>1.3.4) 使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(製作図、試験成績書を含む)を監督員に提出する。(JISマーク等表示品を除く)(標仕 <1> 1.4.2) 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、「疑義に対する協議等」(標仕 <1>1.1.8)による。
- 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿を提出する。
- 本工事のうち建築工事、電気工事及び管工事については下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すること。
- 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。(改修標仕 <1>2.11.3) 梁、スラブ等の構造体貫通の場合は、施工方法について監督員の確認を受けた後に施工する。
- 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修する。
- 発生材の処理等は、「発生材の処理等」(標仕 <1>1.3.9)により行う。
  - PCBを含む機器は、調書を添えて引き渡すとする。
  - 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
- 耐震施工
 

「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年版)(建設大臣官房官庁営繕部監修)」によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針(2005年版)(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による。

  - 本工事の建物分類は(「**特定の施設**」、一般の施設)であり、地域係数は(1.0・0.9)とする。
  - 設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合の設計用水平震度は次による。

設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

- (注) 上層階の定義は次のとおりとする。  
2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
- 重要機器 ( ・ 配電盤 ・ 自家発電装置 ・ 交換機 ・ 直流電源装置 ・ UPS ・ 火災報知受信機 ・ 中央監視制御装置 ・ 構内情報通信網装置 ・ )
- 設計用鉛直地震力は、設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
  - 質量100kg以下の軽量な機器(標仕の適用を受けないものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。

- 各種荷重計算  
対象機材 ( ・ 避雷針支持管 ・ テレビアンテナマスト ・ 風力発電装置 ・ 太陽電池アレイ ・ )
  - 強度計算  
対象機材 ( ・ ブロックマンホール及びハンドホール ・ 自家発電装置配管類支持材 ・ ケーブルラック支持材 ・ 垂直ケーブルの最終端支持材 ・ 照明用ポール ・ )
  - コンクリート工事  
受変電盤基礎 ( ・ 強度試験 ( ・ 公共試験機関 ・ JIS工場 ) ・ 構造体強度補正值(S)による補正 ・ 調査表提出 ・ アルカリ骨材反応抑制対策確認 ・ 鉄筋材料の規格品証明書提出 )
- ※強度試験の立会いについて、試験を公共試験機関で行う場合は、現場代理人又は主任(監理)技術者が、JIS工場の場合は、監督員と現場代理人又は主任(監理)技術者が行うものとする。

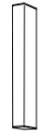
IV. 特記仕様2(特記事項)

- 最上階の天井配管は、原則二重天井内のいんべい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。(最上階が二重天井の場合に限る。)
- 長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。(標仕 <2>2.2.9、<2>2.12.4)
- フラッシュプレートの材質は新金属製とする。
- カバープレート及びプルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- 盤内、幹線プルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取付け、回路の種別、行先等を表示する。(標仕 <2>2.10、<2>2.12.5) なお、屋外において直接外気に触れる場所(盤内、プルボックス内を除く。)及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- 屋外の金属製防水形プルボックスは、(ステンレス製・鋼板製)とし、(メラミン焼付塗装・溶融亜鉛めっき製・塗装を行わない)とする。
- スリーブ材料及び施工は、標仕 <1>2.9.1、標準図 電力71～74、監理指針 <1>2.9.1、<2>2.1.13 による。
- 分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
- 分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数(スペースを含む)に応じた配管を天井裏まで立上げる。
- E<sub>1</sub>接地極の材料はEBとしD=10、L=1,500とする。接地極の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地極埋設標を設ける。
- PF管は波付一重管、タイプ-25とする。
- 屋外及びビット内の支持金物等はステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする。
- あと施工アンカーボルトの選定については、次による。
  - 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、次の機器については、施工後確認試験を行う。( ・ 受変電設備 ・ 自家発電装置 ・ 太陽光発電設備(蓄電池を含む) ・ 配電盤 )
  - 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
  - 屋外に使用するものはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする。
- 次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。( ・ 一般居室、廊下等 ・ )  
亜鉛めっき金属電線管はエッチングプライマー1種(JIS-K-5633)による化学処理を行った後調合ペイント2回塗りとする。屋内、屋外及びビット内の支持金物等のうち、ステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装を行わない。屋外布設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m<sup>2</sup>のものを使用し、塗装不要とする。
- 地中管路の埋設深さは車両道路は0.6m以上、それ以外は0.3m以上とし、高圧地中配線以外も埋設標識シートにより埋設標示を行う。
- 地中管路に耐候性のない管材を使用する場合は、地上立ち上がり部で耐候性のある管材に接続すること。
- 改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。
- 分電盤等において、外部から分岐回路の接地線を接続する端子又は銅帯は、分岐回路の配線用遮断器等の負荷側近くに設ける。(標仕 <2>1.8.4) なお、単線接地線の接続にはセルフアップねじ等電線じか接続可能な端子とすることが望ましい。
- 太さ14mm<sup>2</sup>以上の電線をターミナルラグにより機器に接続する場合は、増締確認の表示を行う。(標仕 <2>2.1.2)
- ケーブルを集合して束ねる場合は、許容電流について必要な補正を行い、配線の太さに影響を与えない範囲で束ねる。(標仕 <2>2.10.1.5)
- 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1.4.5)により行う。製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。
- 通信・情報設備の弱電流電線は絶縁抵抗測定を行う。(標仕 <6>2.28.2)
- 自家用電気工作物の保安規程に基づき、電気主任技術者による工事中の点検並びに工事完成時の検査を実施し、成績書を提出する。

V. 機材等

- 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの、又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
  - 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
  - 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。
  - 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

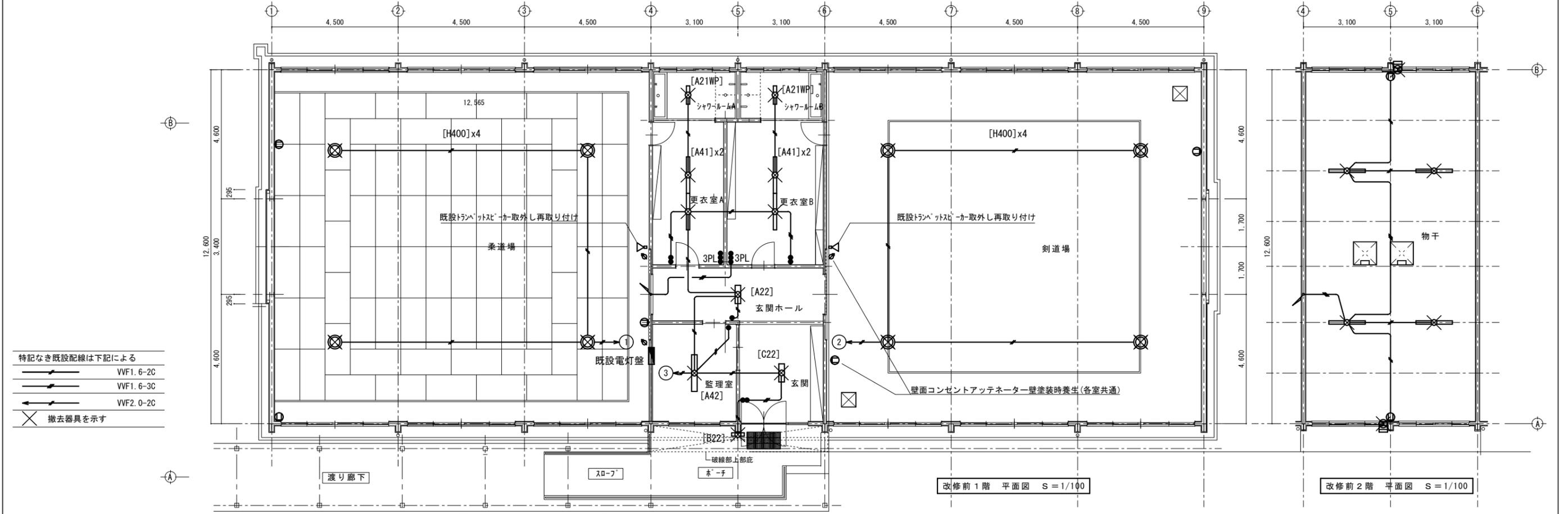
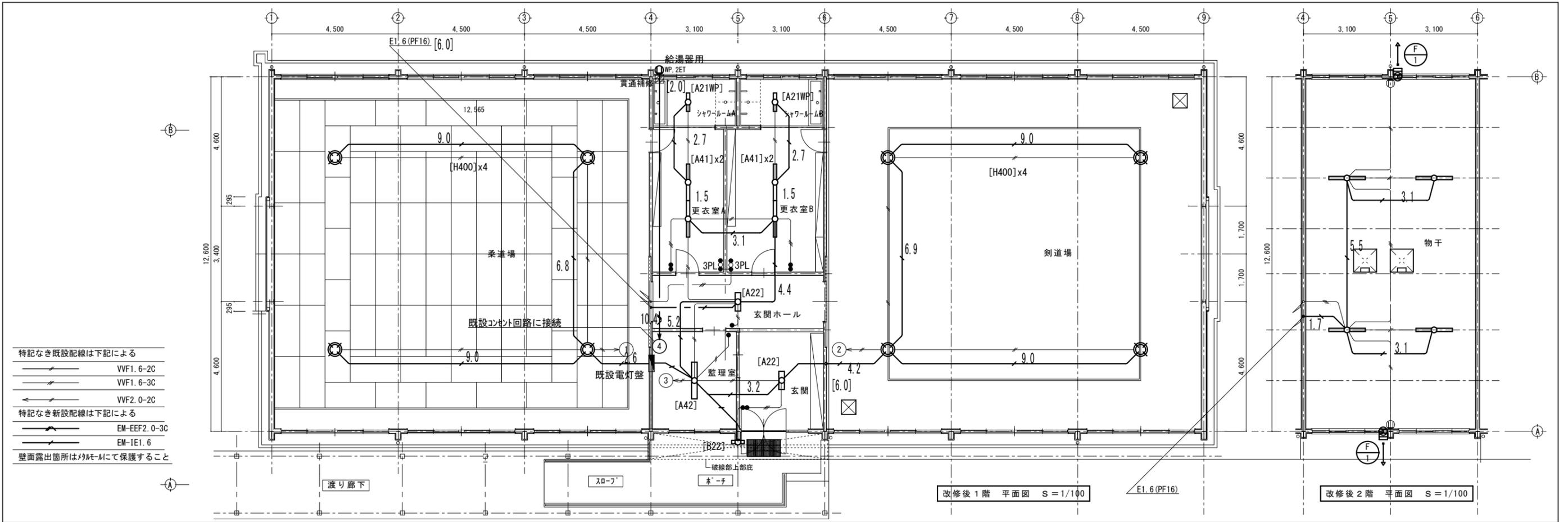
品 目	機 材 名 ・ 注 記
蛍光灯器具	防燥及び防災用照明器具を除く。
盤類	分電盤(実験盤を含む)、制御盤、キュービクル式配電盤、高圧スイッチギヤ(CW形、PW形)
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器
蓄電池	ベント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池 据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
交流無停電電源装置	300kVA以下のもの
太陽光発電装置	出力10kW以上のパワーコンディショナ及び系統連系保護装置(系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含む。) ※太陽電池アレイ及び接続箱を除く
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	
鑄鉄製ふた(マンホールふた)	

[A22] LED直付型20形 W150	[A21WP] LED直付形20形 防湿型・防雨型 W150
	
LSS9-2-30LE9	LSS9MP/RP-2-14LE9
[A41] LED直付型40形 W150	[A42] LED直付型40形 W150
	
LSS9-4-30LE9	LSS9-4-65LE9
[B22] LEDウォールライト 20形	[H400] LED高天井用照明器具 マルチハロゲン灯400形器具相当
	
LBF3MP/RP-2-13LE9	LSR2M-200LZ9
	落下防止ワイヤー付

	壁付け形換気扇 300φ電気式シャッター引ききもなし 風量 120m <sup>3</sup> /h 消費電力 35W 1φ100V ウェザーカバー(スチール製)共
---	--

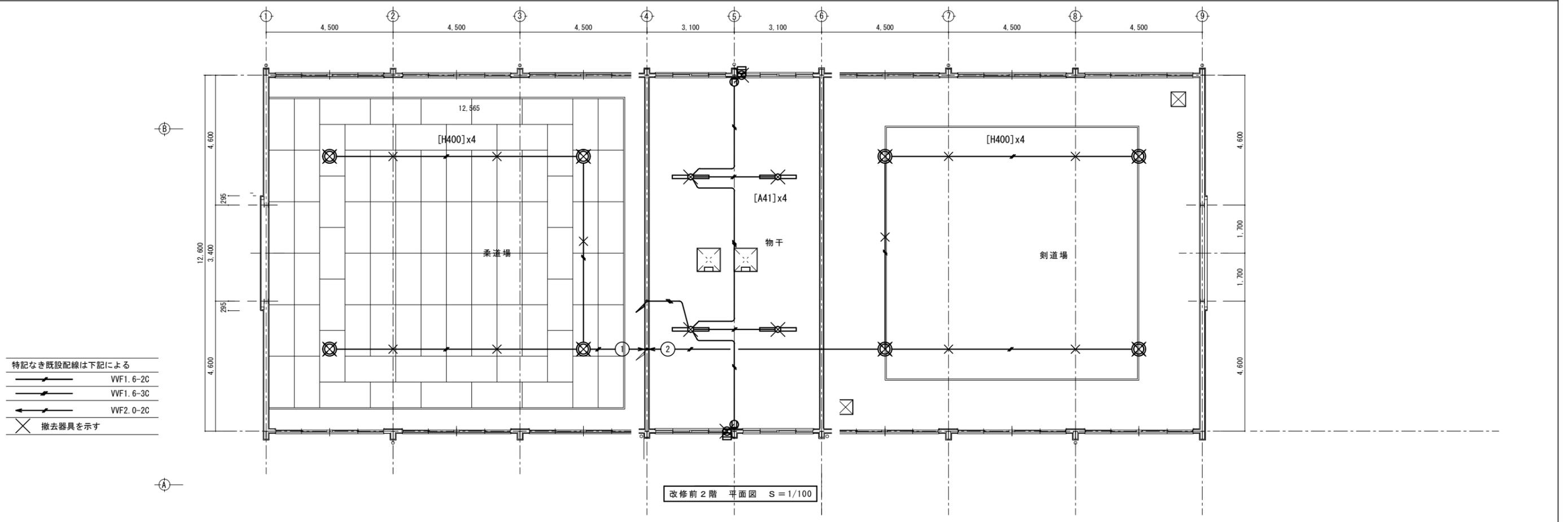
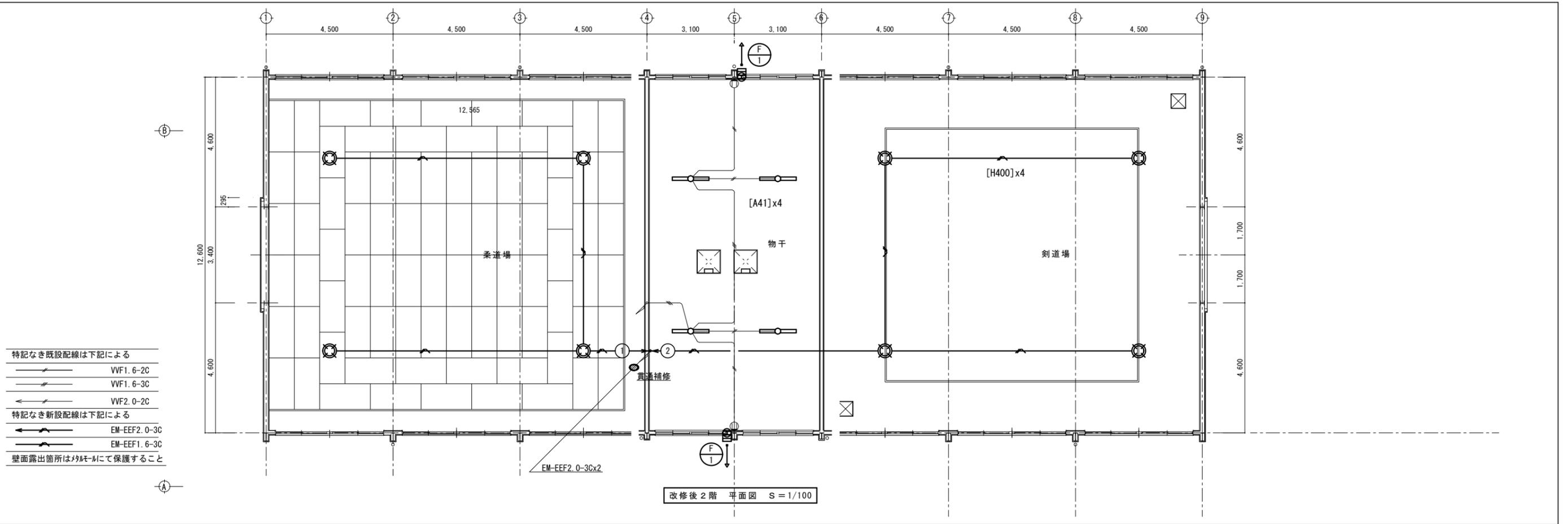
撤去器具リスト				
記号	仕様			数
A22	FL20Wx2	直付け		1
A21WP	FL20Wx1	直付け	防水型	2
A41	FL40Wx1	直付け		4
A42	FL40Wx2	直付け		3
B21	FL20Wx1	壁付け	防水型	1
G22	FL20Wx2	直付け	カバー付き	1
H400	HF400Wx1	吊り下げ		8
換気扇	300φ	壁付け		2

	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R2営繕 城西高等学校神山校 神・神領 格技場内部改修工事	●図面番号 E-01	株式会社 NSO 徳島県知事登録第61138号	管理 建築士
		●図面名 電気工事特記仕様書・照明器具図	●縮尺 S = NON・1/100	関富 進 一級建築士 建設大臣登録 第86221号 TEL 088-636-2712	



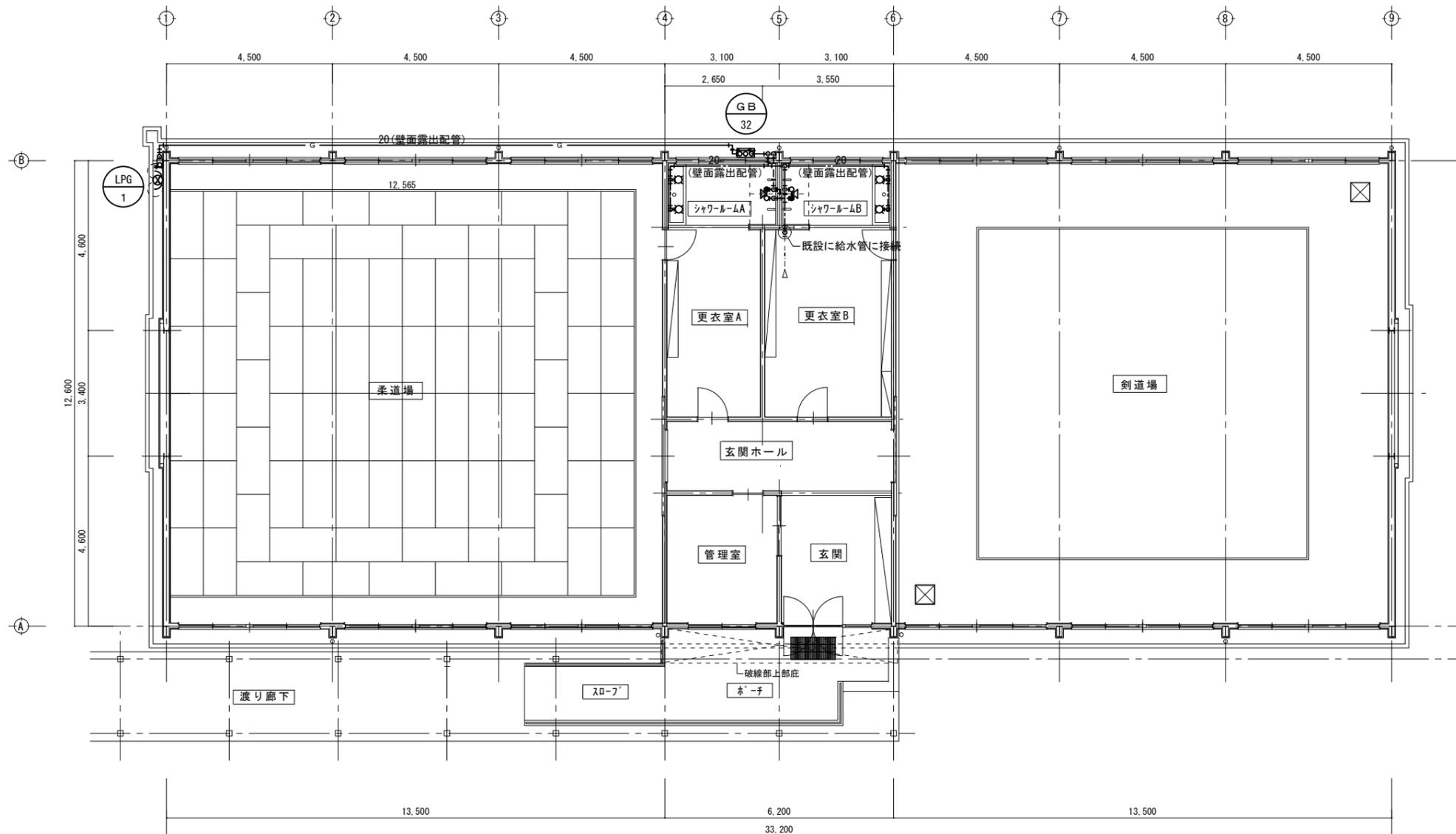
- 特記なき既設配線は下記による
- WF1.6-2C
  - WF1.6-3C
  - WF2.0-2C
- 特記なき新設配線は下記による
- EM-EEF2.0-3C
  - EM-IE1.6
- 壁面露出箇所はMFL-Mにて保護すること

- 特記なき既設配線は下記による
- WF1.6-2C
  - WF1.6-3C
  - WF2.0-2C
- 撤去器具を示す



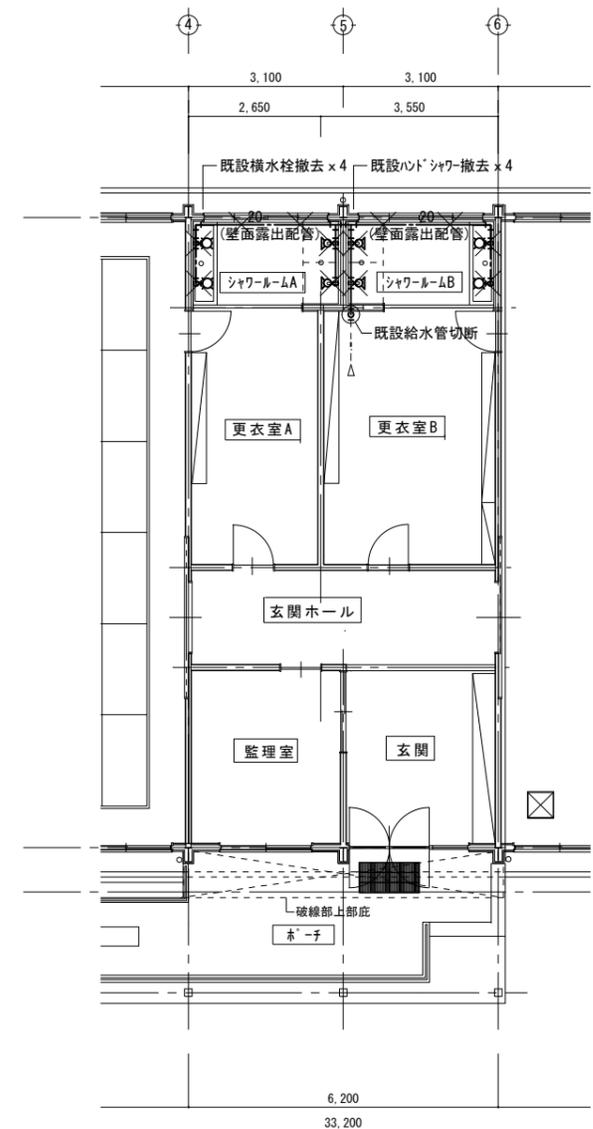
徳島県土木整備部営繕課		● 工事名 R2 営繕 城西高等学校神山校 神・神領 格技場内部改修工事 ● 図面名 電灯設備 2階 改修前・改修後平面図	● 図面番号 E-03 ● 縮尺 S=1/100	株式会社 NSO 徳島県知事登録第61138号 管理建築士 徳島市丈六町山端18-5 関富 進 一級建築士 建設大臣登録 TEL 088-636-2712 第86221号
-------------	--	--	-----------------------------------	--





改修後図面 共通事項  
 ※ 図示の実線配管は新設配管、破線 - - - - は既設のまま再使用を示す。

改修後 1階平面図 S=1/100

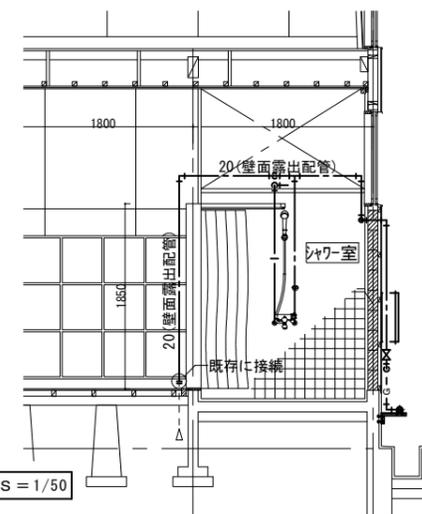


改修前図面 共通事項  
 ※ 図示  $\times$  は既設撤去、破線 - - - - は既設のまま再使用を示す。  
 ※ 撤去配管はリフォーム用樹脂製配管用モールにて施工されている。

改修前 1階平面図 S=1/100

機器表

記号	名称	仕様	基礎	数
GB 32	ガス給湯機	業務用屋外壁掛型、LPガス用、給湯専用タイプ。 給湯能力：32号相当 高効率タイプ ガス消費量：58.7kW 消費電力：75W(ヒーター作動時263W) 給水・ガス弁、金属フレキシブルホース、凍結予防装置、安全装置付 リモコンセットx2組、リモコンコード(配線工事含む)、配管カバー、他共	----	1台
LPG 1	ガス集合装置	2本立 一体形自動切替調整器8kg/h 高圧ホース ポンベチェーン その他付属品一式共 RC基礎は建築工事	----	1組



シャワー室廻り展開図 S=1/50